

## 「平成25年度事務事業評価に対する意見募集」に係る予算への反映状況等について

### 1. 調査の概要

#### (1)目的

平成26年度予算を編成するに当たり、各事務事業に対する県民の皆さんの意見を把握し、各部局における事業の立案等に活用するために実施しました。

#### (2)意見募集実施状況

平成25年9月に実施し、県政モニター90人の方からご意見をいただきました。

#### (3)対象事業と意見の内容

| 番号 | 事業名                | 担当所属名                   | 意見数 | 意見の内容                                      |
|----|--------------------|-------------------------|-----|--|
| 1  | 子育て支援臨時特例対策事業      | 福祉保健部<br>こども子育て支援課      | 21  | ・子育て支援の充実<br>・子育て環境の整備 など                  |
| 2  | 地域包括支援センター機能強化事業   | 福祉保健部<br>高齢者福祉課         | 27  | ・地域包括支援センター機能の充実<br>・地域包括支援センターの活動内容の周知 など |
| 3  | 水環境保全活動ネットワーク化促進事業 | 生活環境部<br>環境保全課          | 19  | ・事業内容の見直し<br>・市町村等との連携 など                  |
| 4  | 生活排水処理施設整備推進事業     | 土木建築部<br>公園・生活排水課       | 11  | ・事業計画の見直し<br>・市町村との連携 など                   |
| 5  | 地域防犯力強化育成事業        | 県警本部<br>生活安全企画課、<br>少年課 | 20  | ・まもめるシステムへの要望<br>・まもめるシステムの提供情報の追加 など      |
| 6  | 空き交番・県民安全相談緊急対策事業  | 県警本部<br>地域課・広報課         | 18  | ・不在交番の解消<br>・交番相談員充実 など                    |
| 7  | 環境保全型農業推進事業        | 農林水産部<br>おおいたブランド推進課    | 10  | ・環境保全型農業の推進<br>・消費者への周知 など                 |
| 8  | 動物愛護協働推進事業         | 生活環境部<br>食品安全・衛生課       | 20  | ・猫譲渡会の要望<br>・猫ボランティアの育成 など                 |

## (3)対象事業と意見提出の状況

| 番号 | 事業名              | 担当所属名                | 意見数 | 意見の内容                                     |
|----|------------------|----------------------|-----|---|
| 9  | 買い物弱者支援事業        | 企画振興部観光・地域局集落応援室     | 6   | ・買い物弱者支援対策の充実<br>・小規模集落対策<br>・バス路線の維持 など  |
| 10 | 津波等被害防止対策事業      | 生活環境部<br>防災対策室       | 20  | ・避難路の整備等<br>・防災士などの育成 など                  |
| 11 | 木造住宅耐震化促進事業      | 土木建築部<br>建築住宅課       | 2   | ・広報の方法<br>・補助率等事業内容の見直し など                |
| 12 | 木造建築物等建設促進総合対策事業 | 農林水産部<br>林産振興室       | 5   | ・消費者などへの周知<br>・効果的、経済的な林業のあり方 など          |
| 13 | 農業担い手確保・育成対策事業   | 農林水産部<br>農山漁村・担い手支援課 | 9   | ・新規就農希望者支援策の提案<br>・農業への企業参入者と個人就農者のリンク など |
| 14 | 地域養殖業振興対策事業      | 農林水産部<br>水産振興課       | 5   | ・水産業の振興<br>・藻場の拡大 など                      |
| 15 | 県産品販路開拓事業        | 商工労働部<br>商業・サービス業振興課 | 9   | ・「坐来大分」の活用方法<br>・販売市場の開拓 など               |
| 16 | 個性的商店街づくり推進事業    | 商工労働部<br>商業・サービス業振興課 | 4   | ・商店街の活性化                                  |
| 17 | 女性の再就職チャレンジ支援事業  | 商工労働部<br>雇用・人材育成課    | 2   | ・制度の見直し<br>・女性が活躍できる環境整備                  |
| 18 | 小学生国際交流活動推進事業    | 教育庁<br>義務教育課         | 23  | ・APU等との連携<br>・事業の見直し など                   |

## (3)対象事業と意見提出の状況

| 番号 | 事業名             | 担当所属名          | 意見数 | 意見の内容                               |
|----|-----------------|----------------|-----|-------------------------------------|
| 19 | 学校防災教育推進事業      | 教育庁<br>体育保健課   | 6   | ・防災教育継続の必要性<br>・教職員の防災意識の向上 など      |
| 20 | おおいた子ども読書活動推進事業 | 教育庁<br>社会教育課   | 11  | ・読書活動の推進<br>・公立図書館等の充実 など           |
| 21 | めじろん放送局推進事業     | 企画振興部<br>広報広聴課 | 7   | ・県民への情報発信方法の多様化<br>・「めじろん放送局」の周知 など |
| 22 | 市町村行政基盤拡充事業     | 総務部<br>市町村振興課  | 6   | ・権限移譲に伴う人的リソースの確保<br>・権限移譲後の対応 など   |
| 計  |                 |                | 261 |                                     |

2. 意見の概要及び意見に対する県の考え方・予算等への反映状況

(ご意見を要約してまとめ、回答を作成しています。)

【政策名】子育ての喜びを実感できる社会づくりの推進 ～子育て満足度日本一の実現～

| 事業番号  | 事業名           | 担当所属名              | 事業の内容  |                 |
|---|---------------|--------------------|--|-----------------|
|   |               |                    | 対象   | 意図              |
| 1   | 子育て支援臨時特例対策事業 | 福祉保健部<br>こども子育て支援課 | 子どものいる世帯   | 安心して子育てできるようになる |
| 県政モニターのご意見の概要   |               |                    | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                 |
| ○本当に必要な園だけに渡して欲しい。園児数に対して支給すると、保育の質が落ちると思う。           |               |                    | この事業は、入所定員の増加につながる増改築を行う場合や安全確保のための耐震化・老朽化対策を行う場合に、国の補助基準額に基づいて助成を行うものです。  |                 |
| ○日田市の認定こども園に対する運営費補助金が出ていない例があるのはなぜか。                 |               |                    | 認定こども園の運営費補助金は、市町村が、認定こども園の保育所機能部分、又は幼稚園機能部分の運営費に係る補助を行う場合に、県が市町村に対して助成するものです。<br>対象となる施設がある市町村に対して、この事業の実施を呼びかけていますが、実施するかどうかは各市町村が決定します。   |                 |
| ○保育の資格はなくても、地域の高齢者がボランティアで子育てを請け負うしくみづくりは考えられないのだろうか。 |               |                    | 現在、子どもの預かり等の援助を行いたい方と援助を受けたい方で構成される会員組織によるファミリー・サポート・センター事業が、県下の9市町で実施されています。<br>支援の内容は、保育施設までの送迎、学校の放課後の子どもの預かり、冠婚葬祭や学校行事、買い物など外出の際の子どもの預かり等となっています。<br>援助を行う側として高齢者の方に参画いただくことも可能となっており、実際に多くの高齢者の方にご協力をいただいております。実施状況や会員への登録などは市町村により異なりますので、各市町村におたずねいただくようお願いします。<br>なお、子育てが楽しいと思ってもらえるような大分県づくりのため、今後も「おおいたこども・子育て応援県民会議」の場なども活用し、ご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。 |                 |
| ○本当に保育が不足しているのか。大分市とそれ以外のニーズの違いを考慮した事業の推進が必要。         |               |                    | 本県ではこれまで、待機児童は大分市の課題とされ、その他の市町村ではあまり取り上げられることはありませんでしたが、共働き家庭の増加などにより、平成25年10月1日時点の調査では、県内5市町で215人が報告されるなど増加傾向にあります。<br>また、ご指摘のとおり、人口の減少している地域においては、保育の場や集団の確保をどうするか等の検討が必要となっています。<br>現在、各市町村において、子どもと子育て支援に関するニーズ調査が行われており、その結果を基に、27年度から5年間の事業計画を策定することとなっています。県としても、各地域のニーズに応じた事業の実施について支援していきます。  |                 |
| ○傷病時に一時預かりしてくれる小児科病院の拡充。そもそも認定こども園は近年中に実現するのか。        |               |                    | 現在、病気等により保育所等での保育が困難な児童を、病院・診療所等で一時的に保育する「病児・病後児保育事業」の実施を推進しています。現在、県内15か所で実施されていますが、さらに拡大するよう、実施主体となる市町村に対して、先進事例見学会の開催等を通じ、働きかけを行っているところです。<br>また、認定こども園は、現在、県内に29施設あります。さらに、平成27年度から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度では、質の高い教育・保育を一体的に提供する施設である「幼保連携型認定こども園」の設置を促進することとしています。  |                 |

【政策名】子育ての喜びを実感できる社会づくりの推進 ～子育て満足度日本一の実現～

| 事業番号   | 事業名           | 担当所属名              | 事業の内容  |                 |
|--|---------------|--------------------|--|-----------------|
|  |               |                    | 対象   | 意図              |
| 1  | 子育て支援臨時特例対策事業 | 福祉保健部<br>こども子育て支援課 | 子どものいる世帯   | 安心して子育てできるようになる |
| 県政モニターのご意見の概要  |               |                    | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                 |
| <p>○結婚しなくても子育てができる環境の整備が必要。</p> <p>○県が子育て支援を行っていることの宣伝が必要。</p>     |               |                    | <p>子育て中の父母等の不安感や孤独感を和らげ、地域社会全体が子育てと子どもの健やかな成長を見守り、支援する意識の醸成は、子育て支援の取組を進める上で重要と考えます。</p> <p>県ではこれまで、市町村と連携し、広報番組や広報誌等を活用し広報に取り組んできましたが、26年度は、マスコミや企業との連携など一層の充実を図ります。</p>   |                 |
| <p>○こども園の職員の教育が必要。</p> <p>○県境の都市の保育施設を充実させて、県外の家族の誘致に取り組んでどうか。</p> |               |                    | <p>・認定こども園の職員の人材育成は非常に重要であるため、園長をはじめ職員の資質の向上と認定こども園の機能の向上のための研修を、平成25年度から実施しており、26年度も継続することとしています。</p> <p>また、平成25年10月1日時点の待機児童数は、中津市54人、日田市0人です。現在、各市町村において、子どもと子育て支援に関するニーズ調査が行われており、その結果を基に、27年度から5年間の事業計画を策定し、住民のニーズに応じた事業を実施することになっています。ご意見のとおり、他県からも転居したいと思っただけのような、住んでいる人の子育て満足度が高まる施策を実施することが重要と考えます。</p>             |                 |
| <p>○公立幼稚園の拡充と年中組への対応が必要</p> <p>○子どもが安心して遊べる公園、新しい遊具の設置を希望する。</p>   |               |                    | <p>・希望する全ての幼児に対して、充実した幼児教育を提供することは非常に重要と考えております。県教育委員会としても、国の「子ども・子育て支援新制度」の実施を見据えつつ、市町村と連携して引き続き、幼児教育の充実に向けて取り組んでまいります。</p> <p>・公園の遊具については、国が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき管理する自治体が適切に維持管理しております。</p> <p>適切な維持管理を行った上での更新時期については、公園を管理する市町村の判断によりますので、今後も適切な維持管理や必要に応じた対応が行われるとともに、子どもが安心して遊べる公園が整備されるよう市町村に働きかけていきます。</p> |                 |
| <p>○就労を希望する家庭に対する保育の確保を優先すべきではないか。</p>                             |               |                    | <p>「認定こども園」は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるため、保育と幼児教育を一体的に提供し、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる施設として、普及が進められているものです。</p> <p>県は、引き続き、待機児童の解消と地域の多様な保育ニーズへの対応を推進していきます。</p>  |                 |
| <p>○県内のへき地でも子育てができるよう、私立保育所の入所定員を増加させる取組が必要。</p>                   |               |                    | <p>保育所の施設整備は、各市町村において、整備を希望する保育所と協議しながら実施しているところです。</p> <p>なお、人口減少地域の保育所においては、利用児童の減少による定員割れが問題となっています。現在、国において、小規模保育事業の実施が検討されており、平成27年度からの新制度の中で、こうした事業の活用についても検討していきます。</p>   |                 |

【政策名】子育ての喜びを実感できる社会づくりの推進 ～子育て満足度日本一の実現～

| 事業番号  | 事業名           | 担当所属名              | 事業の内容   |                 |
|---|---------------|--------------------|---|-----------------|
|   |               |                    | 対象  | 意図              |
| 1   | 子育て支援臨時特例対策事業 | 福祉保健部<br>こども子育て支援課 | 子どものいる世帯  | 安心して子育てできるようになる |
| 県政モニターのご意見の概要   |               |                    | 県の考え方及び予算等への反映状況  |                 |
| ○待機児童解消のためには施設整備も大事だが、サービス内容の充実も必要。   |               |                    | 保育所への支援としては、運営費の交付、職員の処遇改善費の補助を実施するほか、平成24年度から、就学前の児童の保育・教育の向上のため、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の合同研修を開催しています。この研修により、施設の垣根を越えた相互の情報交換や研鑽が図られ、各施設の相互理解やサービス内容の充実につながっています。 |                 |
| ○事業が平成25年度末で終わってしまうのは残念。平成26年度以降も新たな策を検討するようであるが、これまでの成果を踏まえ、関連事業と連携して対策を実施してもらいたい。 |               |                    | 安心子ども基金については、国において実施期限の延長が決定し、平成26年度も引き続き事業を実施できることとなりました。保育所の整備は子どもの安心・安全の確保とともに待機児童の解消のために重要ですので、今後とも、国に対して、実施期限の延長を働きかけていきます。                                    |                 |
| ○認定こども園が増加する取組の実施が必要。<br>○子育て支援に関する予算を増やしてはどうか。                                     |               |                    | 認定こども園は、現在、県内に29施設あります。さらに、平成27年度から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度において、認定こども園の設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などが検討されており、認定こども園のメリット等の説明を適宜適切に行い、さらなる普及に努めます。                         |                 |
| ○自分の両親に子どもの面倒をみてもらうという考え方を広めることも必要ではないか。  |               |                    | 子育て中の父母等の不安感や孤独感を和らげ、地域社会全体が子育てと子どもの健やかな成長を見守り、支援する意識の醸成が、子育て支援の取組を進める上で重要と考えます。<br>県ではこれまでも、市町村と連携し、広報番組や広報誌等を活用し広報に取り組んできましたが、26年度は、マスコミや企業との連携など一層の充実を図ります。      |                 |
| ○保育士の確保、就労環境改善が必要。  |               |                    | 待機児童の解消や延長保育など様々な保育ニーズに対応するためには、担い手となる保育士の確保が重要となっています。<br>平成25年度から、保育士確保のための人材バンクや保育士の就労環境改善のための処遇改善事業を開始したところですが、平成26年度も、これらの取組を継続し、保育士確保に努めます。                   |                 |
| ○保育所の入所定員増による待機児童の解消は良いこと。<br>○今後は小学校にあがった後の学童保育の充実が必要。                             |               |                    | 女性が働きながら、安心して子どもを産み、育てるためには、放課後児童クラブ（学童保育）の充実は欠かせません。<br>放課後児童クラブは、平成27年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」においても、対象年齢等拡充が予定されていますが、これに先立ち、学習や体験活動等の機会の充実について、実施主体である市町村を支援します。    |                 |

【政策名】高齢者の元気づくりと新たな支え合いづくり

| 事業番号  | 事業名              | 担当所属名           | 事業の内容  |                 |
|---|------------------|-----------------|--|-----------------|
|   |                  |                 | 対象   | 意図              |
| 2   | 地域包括支援センター機能強化事業 | 福祉保健部<br>高齢者福祉課 | 市町村及び支援を要する高齢者   | 地域包括支援センターの機能強化 |
| 県政モニターのご意見の概要   |                  |                 | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                 |
| ○死後の安心を得られるよう、樹木葬を広める取組を行ってはどうか。  |                  |                 | 墓地の新設については、住民に身近な行政を担当している市町村が、住民の需要を調査し、自ら墓地を経営することも含めて、主体的にその要否を判断することが一般的です。墓地埋葬に対する住民の考え方は様々であることから、樹木葬の推進については、県民の中で、今後の議論により考えられていくべきものと考えております。 |                 |
| ○超高齢化社会に向けて、次から次へと対象高齢者が増加し、機能、職員自体が疲弊しているのではないか。   |                  |                 | 今後の高齢化の進展に対応するため、県では地域包括支援センターの機能強化に平成24年度から取り組んでいるところです。<br>国においても地域包括支援センターの一層の機能強化を図ることが議論されているところであり、今後の国の動向を注視していきます。                             |                 |
| ○高齢者等の食材購入・運搬を支援する「買い物応援センター」の運営を検討してはどうか。<br>○集まって食事をする形態、無料または低価格化、開催日の拡大など、デイサービスの拡充を図ってはどうか。              |                  |                 | 国において、介護予防や生活支援サービスの充実を図るため、平成24年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されているところです。<br>本事業により、多様な実施主体による多様なサービス内容で高齢者支援の充実が図れることから、各市町村における普及を推進していきます。                |                 |
| ○地域包括支援センターが高齢者の総合窓口として機能し、役立っているので、さらに民生委員や児童委員との連携も強化して、高齢者だけでなく、障がい者や子ども、女性等が安心して暮らせるためのネットワークづくりを行ってはどうか。 |                  |                 | 今後の高齢化の進展に対応するため、県では地域包括支援センターの機能強化に平成24年度から取り組んでいるところです。<br>国においても地域包括支援センターの一層の機能強化を図ることが議論されているところであり、今後の国の動向を注視していきます。                             |                 |
| ○平成24年度は3市町村に対して16,741千円だったが、平成25年度は新規14市町村に対して42,578千円の予算となっている。効率的な予算執行に配慮しているのだろうが、それにしても予算額が少ないのではないか。    |                  |                 | 平成24年度に先行実施したモデル3市町村に係る予算で、事業推進のノウハウを習得できたことから、平成25年度は対象市町村数に比して予算額が少なくなっていますが、効率的・効果的に事業実施できていると考えています。   |                 |
| ○中津市も、モデル3市になるように頑張ってもらいたい。民生委員に任命された者は、多忙と思うが、地域の実態について調査して、実情を把握してほしい。                                      |                  |                 | 中津市においても、モデル3市と同様の地域ケア会議の取組が始まり、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が行われているところです。   |                 |
| ○医療や生活支援など、高齢者が安心して暮らせるための支援は今後も充実していく必要がある。  |                  |                 | 地域包括ケアシステムの構築を目指し、今後とも医療、介護、介護予防、生活支援サービス等の充実をはかり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備を推進していきます。   |                 |
| ○地域包括支援センターの運営に携わる臨時職員や嘱託職員の給与改善が必要。正規職員も現場で携わって大変さを理解することが必要。  |                  |                 | 今後、地域包括支援センターの役割が一層重要になってくることから、市町村に対し、地域包括支援センターの人員配置が業務量に応じたものになるように、県内の各地域包括支援センターの運営状況等の情報提供を行っていきます。  |                 |
| ○支援を必要とする高齢者に対する市の取組が伝わっていない。何をしているかがわからない。高齢者に情報が届く仕組みを考えてもらいたい。   |                  |                 | 市町村の窓口や、地域包括支援センターの窓口において、各市町村の高齢者支援等に関する情報が得られるほか、各市町村においても、住民向けの出前講座等が行われているので、そのような機会を今後も積極的に設けてもらうよう市町村に働きかけていきます。                                 |                 |
| ○地域包括支援センターの扱う介護予防の需要が増えていくことが想定され、センターが機能していけるのか疑問。<br>○市町村がセンター任せにしないよう、市町村独自の取組を支援する制度があっても良いのでは。          |                  |                 | 今後の高齢化の進展に対応するため、県では地域包括支援センターの機能強化に平成24年度から取り組んでいるところです。<br>国においても地域包括支援センターの一層の機能強化を図ることが議論されているところであり、今後の国の動向を注視していきます。                             |                 |

【政策名】高齢者の元気づくりと新たな支え合いづくり

| 事業番号  | 事業名              | 担当所属名           | 事業の内容  |                 |
|---|------------------|-----------------|--|-----------------|
|   |                  |                 | 対象   | 意図              |
| 2   | 地域包括支援センター機能強化事業 | 福祉保健部<br>高齢者福祉課 | 市町村及び支援を要する高齢者   | 地域包括支援センターの機能強化 |
| 県政モニターのご意見の概要   |                  |                 | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                 |
| ○介護予防の重要性の啓発を地域包括支援センターで行ってほしい。   |                  |                 | 地域包括支援センターにおいて、介護予防事業が実施されていますが、今後も高齢化の進展に対応するため、介護予防事業の強化を図る取組を推進していきます。  |                 |
| ○高齢者が退院を急がされないような仕組みが必要<br>○センターには信頼できる人物がいることが重要。ケアマネージャーの人間性の向上が必要。                               |                  |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関から早期かつ円滑に退院し、在宅で安心して生活が出来るよう、在宅医療と介護のサービスの充実と連携を推進していきます。</li> <li>・県では、地域包括支援センターの職員に対する研修等を行い、センター職員の資質向上を図っています。今後も継続して研修等を行い、職員の一層の資質向上を図っていきます。</li> </ul>  |                 |
| ○介護保険を利用する人を減少させる方向に軸足を置き、保険料を下げるべき働きを望む。   |                  |                 | 平成24年度から地域包括支援センター機能強化事業において、高齢者の自立支援を目指し地域ケア会議の設置等を推進しているところです。<br>今後も介護予防の一層の推進を図っていきます。   |                 |
| ○介護に携わる者の社会的地位の向上と待遇改善が必要。  |                  |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護報酬における処遇改善加算等により介護従事者の処遇改善が図られているところです。</li> <li>・介護従事者を対象にした研修会等の開催により、今後も介護人材の育成に取り組んでいきます。</li> </ul>   |                 |
| ○地域の実態にあわせ、関係機関が連携して、ひきつぎ事業を実施してほしい。<br>○高齢者が自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、県や市町村はそれをサポートしてくれているという認識をもつ必要がある。 |                  |                 | 今後も関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進していきます。  |                 |
| ○介護にかかる自己負担の軽減、ヘルパー等の介護に携わる職員の労務負担軽減、介護認定の内容のわかりやすい説明などが必要。   |                  |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者の介護保険料については、今後国において負担軽減策が検討されており、国の動向を注視していきます。</li> <li>・介護職員の労務負担については、法令に照らし適切な人員配置が行われるよう事業所に対して指導等を行っていきます。</li> <li>・介護認定の内容については、各市町村の窓口において説明が受けられますので問い合わせてください。</li> </ul>   |                 |
| ○経済的な問題により通院や投薬を途中でやめる人がでないような取組が必要。<br>○地産地消を進めることで食生活の改善を図り、生活習慣病を減じる取組を行ってはどうか。                  |                  |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険及び後期高齢者医療保険においては、各保険者が規則等で一部負担金（医療費の自己負担分）の減免について規定しており、県は、各保険者に対し制度の適正な運営について助言しています。</li> <li>・地産地消は、栄養豊富な新鮮な食材を美味しく食べることにつながるため、ボランティア団体を通じた啓発に努めます。<br/>また、生活習慣病対策として、食生活改善の取り組みは重要です。県では、「減塩マイナス3g」「野菜摂取350g」を目標に、引き続き普及啓発及び環境整備に努めています。</li> </ul> |                 |
| ○支援ばかりでなく、高齢者の尊厳や体力・能力に配慮して、できるだけ自立した生活ができるようなメニューづくりが必要。   |                  |                 | 高齢者の自立支援をより効果的に行うため地域ケア会議等の取組を推進していきます。  |                 |
| ○ふれあいサロンの取組がまだまだ知られていないので、いろいろな方法で広報する必要がある。  |                  |                 | ふれあいサロンの広報については、運営主体である社会福祉協議会はもとより、市町村においても、ホームページや広報誌などにより周知を図っているところです。<br>より多くの地域の方々が参加できるよう、地域の実情に合った周知の方法を工夫するなど、今後とも、社会福祉協議会の取組を支援します。  |                 |

【政策名】高齢者の元気づくりと新たな支え合いづくり

| 事業番号   | 事業名              | 担当所属名           | 事業の内容   |                 |
|--|------------------|-----------------|---|-----------------|
|  |                  |                 | 対象  | 意図              |
| 2  | 地域包括支援センター機能強化事業 | 福祉保健部<br>高齢者福祉課 | 市町村及び支援を要する高齢者  | 地域包括支援センターの機能強化 |
| 県政モニターのご意見の概要  |                  |                 | 県の考え方及び予算等への反映状況  |                 |
| ○モデル市での検証を踏まえ、高齢者が不安に思っていることとそれに対する解決策の例をまとめた冊子などを作成して、高齢者支援の周知に努めてはどうか。                       |                  |                 | 日常生活圏域ニーズ調査等により各市町村において高齢者支援に係る実態調査を行っており、その調査結果をもとに地域の高齢者支援の充実を図っていくこととしています。  |                 |
| ○地域ケア会議の具体的な内容が簡潔にわかるような記載にしたい。<br>○地域包括支援センターの場所や活動内容や利用できるケースがまだまだ知られていないので、センター自らPRすることが必要。 |                  |                 | <p>・地域ケア会議については、高齢者の自立に資する支援内容について、市町村、地域包括支援センター、事業者に加えて、理学療法士等の専門職種とともに多職種協働で検討等を行うものです。</p> <p>・今後の高齢化の進展に対応するため、県では地域包括支援センターの機能強化に平成24年度から取り組んでいるところです。</p> <p>国においても地域包括支援センターの一層の機能強化を図ることが議論されているところであり、今後の国の動向を注視していきます。</p> |                 |

【政策名】恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおおいた作戦の推進～

| 事業番号   | 事業名                | 担当所属名          | 事業の内容   |               |
|--|--------------------|----------------|---|---------------|
|  |                    |                | 対象  | 意図            |
| 3  | 水環境保全活動ネットワーク化促進事業 | 生活環境部<br>環境保全課 | 水問題及び環境問題に取り組む団体  | 水環境団体の連携を強化する |
| 県政モニターのご意見の概要  |                    |                | 県の考え方及び予算等への反映状況  |               |
| <p>○川の水がきれいになるよう、里山、山林の整備と関連する事業にしてもらいたい。</p> <p>○会議や勉強会などの啓発活動より、具体的な目標を掲げ、実際に改善結果を出す活動を行う事業にしてもらいたい。</p> |                    |                | <p>里山整備の取り組みへの技術的な支援や、竹林の整備活動等も、水環境保全につながると考えており、本事業で実施しています。</p> <p>また、地域の水問題の解決のため、地域で水問題に取り組む団体と連携して河川の水質調査等の調査・研究事業も実施しています。今後も、その事業効果が最大限得られるよう、事業内容の検討を重ねていきます。</p>   |               |
| <p>○誰を対象とした事業なのかわからない。</p> <p>○市町村ではなく、県が住民に啓発しなければならぬ内容があるとは考えにくい。</p> <p>○コスト面から考えても必要性に疑問。</p>          |                    |                | <p>本事業は、水問題に対する県民意識の向上を目的としており、行政だけでは解決の難しい生活排水対策等の問題解決のためにも県民の意識や活動意欲をステージアップする必要があると考えています。</p> <p>また、水問題の解決のためには、市町村の枠を越えた広域的な啓発活動や、環境保全活動を行っている団体の広域ネットワーク化等が必要であることから、県が本事業を実施しているところです。</p> <p>事業を開始した平成20年度からの5年間で延べ69団体の取組支援、人材育成等を行っており、この活動を通して地域のNPOや団体のネットワーク化の促進が図られていることから、その効果は大きいと考えています。</p> <p>今後とも、事業内容の検討を重ね、より一層効果的な執行に努めます。</p> |               |
| <p>○主催・共催行事の実施を成果指標とする事業を実施しても課題の達成は図れない。</p> <p>○課題に直結した具体的な目標を掲げ、役割分担と責任を明確にして、成果を評価する事業にしてもらいたい。</p>    |                    |                | <p>水問題に対する県民の意識や活動意欲を高めるためには、地域の水問題に取り組む団体・人を増やすことが必要であることから、県主催・共催行事の参加人数を成果指標としているところです。</p> <p>事業を開始した平成20年度からの5年間で延べ69団体の取組支援、人材育成等を行っており、この活動を通して地域のNPOや団体のネットワーク化の促進が図られていることから、その効果は大きいと考えています。</p> <p>今後とも、その事業効果が最大限得られるよう、事業内容の検討を重ねていきます。</p>  |               |
| ○イベント内容を「大分のきれいな水」をテーマにしたものにしてはどうか   |                    |                | <p>学生を対象とした水生生物調査を実施するなど水に親しむイベントも実施しているところです。今後も「きれいな水」を広くアピールするため、各種啓発事業を実施していくとともに、より一層効果的な執行に努めていきます。</p>   |               |
| <p>○委託事業報告書が適正であったかどうかを記載すべき。</p> <p>○予算が定額であり、「おおいた水フォーラム」の活動に対する財政支援の事業になっていないか</p>                      |                    |                | <p>委託事業報告書については適正であることを確認していますが、今後は事業の成果等の中で事業報告書の内容が適正であったかわかるように記載します。</p> <p>また、「おおいた水フォーラム」には、限られた予算の中で毎年事業内容を工夫してもらい、効率的な予算の執行に努めてもらっています。今後とも、事業内容の検討を重ね、より一層効果的な執行に努めます。</p>   |               |

【政策名】恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおいた作戦の推進～

| 事業番号  | 事業名                | 担当所属名          | 事業の内容   |               |
|---|--------------------|----------------|---|---------------|
|   |                    |                | 対象  | 意図            |
| 3   | 水環境保全活動ネットワーク化促進事業 | 生活環境部<br>環境保全課 | 水問題及び環境問題に取り組む団体  | 水環境団体の連携を強化する |
| 県政モニターのご意見の概要   |                    |                | 県の考え方及び予算等への反映状況  |               |
| ○県内の山野のうち人気の観光地となっている地域については、入山料をとることとしてはどうか  |                    |                | ○富士山のように環境保全のため入山料の導入を検討している自治体もありますが、当県では今のところ入山料をとることは考えておらず、これまでどおり、国や地元と協力しながら、環境保全に努めてまいります。   |               |
| ○水道水にまつわるイベントを開催することで水の大切さを説いてはどうか  |                    |                | 水道水に関わる水の大切さについては、毎年6月1日から7日までの「水道週間」を中心に、各水道事業者が啓発活動を行っています。更に平成26年度から実施を予定している「豊かな水環境創出事業」の中で水循環の仕組みなどを説明し、水の大切さを啓発していくことで、水環境の改善により一層取り組んでいきます。  |               |
| ○川の汚れを監視し、連絡するモニター体制づくりをしてもらいたい   |                    |                | 県内の主要河川の水質については、県が定期的に測定・監視した結果を公表しており、引き続き河川の水質保全に努めます。<br>また、県では、平成26年度から、河川の水質改善を図るため、モデル河川を指定し地域住民の主体的な活動を支援する事業を予定しています。今後とも豊かな水環境の創出に向け取り組んでいきます。   |               |
| ○県南地域の内水面漁業者に対する規制の強化が必要。漁業者が率先して川の環境・生態を守る責任を果たすようにすべき。<br>○県外の方であっても、長いスパンで川の将来を思い、川の環境を守ってきた実績のある方であれば、その力を借りる仕組みづくりができないか |                    |                | ○漁業権のある河川では漁業権対象種の増殖が義務づけられており、漁協ではアユ、ヤマメなどの種苗放流を行っています。また、乱獲にならないよう漁業権行使規則などを定め、操業方法、採捕者数、漁具の規模、採捕期間、採捕サイズの規制などを行い資源管理に努めています。<br>○水問題への取組には、各層、幅広い方々への参加・協力が必要であると考えております。<br>県では、平成26年度から県内の4河川において、流域ごとに目指すべき指標を定めて生活排水対策等の水環境保全活動に取り組む事業を予定しているところですが、この事業は一部の環境保全団体だけでなく、流域の住民、事業所や行政が連携して実施する事業です。事業の実施にあたっては、長年河川の保全活動に取り組まれてきた方々の知見が必要になると思いますので、それぞれの流域における水環境保全活動に、幅広い人々が参加できるように努めていきます。<br>また、4河川以外の河川についても、ごみゼロおいた作戦推進事業の中で、水環境の改善により一層取り組んでいきます。 |               |
| ○水の問題は老若男女を問わず一番大切なことである。県の専門家のリーダーシップと施策改善の努力を期待している。  |                    |                | 水問題への取組には、各層、幅広い方々の参加・協力が必要であると考えております。<br>県では、平成26年度から県内の4河川において、流域ごとに目指すべき指標を定めて生活排水対策等の水環境保全活動に取り組む事業を予定しているところですが、今後とも、こうした事業を通じて、豊かな水環境の創出を図っていきます。  |               |
| ○イベントや講演会の開催数を増やすべき<br>○子どもたちにも伝えられるよう、学校との連携が必要  |                    |                | イベントや講演会の内容を県民のニーズに合ったもの等に充実させ、多くの県民が参加できるように努めます。<br>また、学校と連携して、多くの子供や学生が参加できるイベント等を実施していきます。  |               |

【政策名】恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおいた作戦の推進～

| 事業番号  | 事業名            | 担当所属名             | 事業の内容   |                      |
|---|----------------|-------------------|---|----------------------|
|   |                |                   | 対象  | 意図                   |
| 4   | 生活排水処理施設整備推進事業 | 土木建築部<br>公園・生活排水課 | 県民  | 河川や海の水質向上及び生活環境を改善する |
| 県政モニターのご意見の概要   |                |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況  |                      |
| <p>○計画の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる前倒しが必要ではないか。</li> <li>・年度ごとの事業予算は大幅に増加していないので、最終年度の想定は甘いのではないか。計画の適正化を図る必要があるのではないか。</li> <li>・平成35年に90%の目標ぐらいが妥当だと思う。</li> </ul>     |                |                   | <p>現在の大分県生活排水施設整備構想は、各市町村が策定した「市町村構想」をもとに、県が広域的観点から支援・助言を行い取りまとめ、大分県として策定したものです。</p> <p>平成24年度末の生活排水処理率は、目標69.4%に対して実績70.0%と目標を達成していますが、早期整備を目指し、平成26年度から大分県生活排水施設整備構想の見直しを進め、効率的かつ適正な整備計画を策定する予定です。</p> <p>公共事業の予算は年々減少しており、大幅な整備計画の前倒しは厳しい状況ではありますが、今後は、この計画に基づき、市町村と連携し、整備を推進していきます。</p> |                      |
| <p>○市町村との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に予算を渡して事業を推進させてはどうか。</li> <li>○国東市武蔵町の整備状況は何%なのか。</li> </ul>   |                |                   | <p>県では、事業主体である市町村の財政負担軽減のため、生活排水処理率が70%未満の整備が遅れている市町村に対して県費の助成を行い、整備の促進を図っています。</p> <p>予算（県の人件費）については、下水道事業に限らず、市町村への助言・指導・監督等に必要な経費で事業の推進に不可欠なものです。</p> <p>旧市町村単位での生活排水処理率は、当課では集計しておりませんが、国東市全体でのH24末生活排水処理率は68.5%となっております。</p>   |                      |
| <p>○別府市平田川の川底工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トビゲラの幼虫が発生し困っている。早期の工事をお願いしたい。</li> </ul>   |                |                   | <p>平田川では、治水への影響に配慮しながら、トビゲラの幼虫が繁殖しにくいよう一部区間で試験的に川底の改良工事を実施しました。</p> <p>今後は、工事の成果や地域の様々なご意見を踏まえ、引き続き対策に取り組んでまいります。</p>   |                      |
| <p>○生活排水処理施設で処理した水の再利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレや公園などで再利用してはどうか。</li> <li>○雨水タンク設置に係る費用助成について</li> <li>・雨水タンクを設置し、夏の道路散水や庭の草木へ散水などに利用すれば、上水道の水を使用しなくてよいのではないか。</li> </ul> |                |                   | <p>下水道の再生水、雨水の利用は、貴重な淡水資源として大事なことであり、県内の下水道再生水の利用については、大分市（弁天水資源再生センター）と佐伯市（鶴見浄化センター）で実績があります。</p> <p>また、県内で雨水貯留施設設置の補助は、大分市が実施しています。</p> <p>今回いただいた貴重なご意見については、事業実施主体である市町村に情報提供させていただきます。</p>   |                      |
| <p>○事業の実施方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎、限界集落地に準ずる地域のランク付けを行い、事業の優先順位を考えなければならない。</li> </ul>  |                |                   | <p>事業主体である各市町村が、地域の特性等を踏まえ、区域ごとに効率的かつ適正な整備手法及び優先度も考慮した実施可能な整備スケジュールに基づき事業を実施しています。</p> <p>県では、事業実施に当たり市町村への助言・指導を行い、市町村と連携して整備を推進していきます。</p>  |                      |

【政策名】恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおおいた作戦の推進～

| 事業番号  | 事業名            | 担当所属名             | 事業の内容  |                      |
|---|----------------|-------------------|--|----------------------|
|   |                |                   | 対象   | 意図                   |
| 4   | 生活排水処理施設整備推進事業 | 土木建築部<br>公園・生活排水課 | 県民   | 河川や海の水質向上及び生活環境を改善する |
| 県政モニターのご意見の概要   |                |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                      |
| <p>○生活排水処理率の広報について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州一遅れていることを県民に公表するとともに、水の大切さについても広報すること。</li> <li>・県民の意識の向上にも目を向け、活動成果を今後PRしてほしい。</li> <li>・イベント、講演会、県報などを活用し情報発信の機会を増やしてほしい。</li> <li>・大分県の生活排水処理率が他県と比べても低いことを周知し、県民の意識改革を行うべきである。</li> <li>・下水道と河川や海の水質は関係しているので、普及率の高い地域の漁業を活性化して世間の関心を集めてみてはどうか。</li> <li>・水の取水地から生活排水浄化処理施設までの「水道水の一生」の見学会を定期的開催し、水の大切さを教育する。</li> </ul> |                |                   | <p>生活排水処理率については、県のホームページ（土木建築部 公園・生活排水課）で毎年最新の数値（全国、県内）を公表しています。</p> <p>また、9月10日から10月10日を「生活排水きれい推進月間」と定め、下水道や浄化槽といった生活排水処理施設の接続や設置の促進など、生活排水対策に関する県民への啓発活動を集中的に実施しています（詳細はホームページをご覧ください）</p> <p>今後も、関係部局とともに、市町村やNPOと連携し、きめ細やかな啓発活動に取り組んでいきます。</p>        |                      |
| <p>○下水道施設の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古くなったマンホールのふたの交換など。</li> </ul>   |                |                   | <p>事業主体である市町村が古くなったマンホールふたについては、必要に応じて随時市町村にて交換を行っています。</p>  |                      |
| <p>○補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相応の補助金がでなければ住民の負担は大きく処理率は上がらないと思う。</li> </ul>   |                |                   | <p>受益者負担金は、下水道事業により利益を受ける住民の方々に事業費の一部を負担いただいているものです。</p> <p>受益者負担金については、事業主体である市町村が条例により定めて、徴収しており、県が相応の補助金を出すのは、難しいと考えます。</p>   |                      |
| <p>○合併処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する交付金その後どうなったかが分からない。</li> <li>・山間部や少人数世帯（老人だけ）は、単独では無理なので地域処理にするべきである。</li> </ul>  |                |                   | <p>県では、事業主体である市町村の事業に対し財政負担軽減のため、生活排水処理率が70%未満の整備が遅れている市町村に対し、県費交付金の助成を行い整備促進を図っています。</p> <p>また、市町村に対する交付金については、完了実績報告をもとに、現地検査を行い適正に事業が執行されているかを確認しています。</p> <p>生活排水処理施設の整備手法については、市町村において、建設・維持・管理に係るコスト比較を行い、地域住民の意向も踏まえて、効率のかつ適正な整備手法となるよう計画しています。</p> |                      |

【政策名】安全・安心な暮らしの確立

| 事業番号  | 事業名         | 担当所属名            | 事業の内容   |             |
|---|-------------|------------------|---|-------------|
|   |             |                  | 対象  | 意図          |
| 5   | 地域防犯力強化育成事業 | 警察本部 生活安全企画課、少年課 | 県民  | 安全で安心して暮らせる |
| 県政モニターのご意見の概要   |             |                  | 県の考え方及び予算等への反映状況  |             |
| ○破れ窓の理論は防犯の基本。小さな不正や悪事を徹底して取り締まり、予防して欲しい。具体的には、夜間中門灯など点灯、あいさつ、言葉かけ、住宅街などでの不正駐車禁止、ゴミ出し規則の順守、バス内での二人掛け椅子の一人占拠や優先席への着席禁止など小さな不正や悪事を無くす運動など。  |             |                  | <p>県民の防犯意識を高めるため、各種会合等のあらゆる機会を通じて防犯指導等を行っているほか、「まもめーる」による犯罪情報等の提供を行っています。</p> <p>また、学生、職域、地域の防犯ボランティアの活性化を図り、防犯ボランティアのライフサイクルを形成することによって、地域の防犯力向上を図っています。</p> <p>その他にも、学校や少年警察ボランティア等と連携し、登下校時のあいさつ運動や街頭補導を行い、子どもの規範意識の向上に努めています。</p>   |             |
| ○まもめーるへの要望<br>・自分の情報が欲しい地区のみ受信できるようにする。<br>・Line配信<br>・大分県警のHPでまもめーるの内容を見れるようにする  |             |                  | <p>「まもめーる」では、登録する際に地域を絞ることができます。また、「まもめーる」の内容については、大分県警のHPでも見ることができます。</p> <p>過去のまもめーるアドレス<br/><a href="http://ansin-oita.jp/seian/mls/bklist.cgi">http://ansin-oita.jp/seian/mls/bklist.cgi</a><br/>なお、現在、「まもめーる」の周知と登録者拡大をすすめていることから、現時点では、Lineによる配信は考えていません。</p>             |             |
| ○まもめーるへの要望<br>・迅速な提供<br>・メディアなどの活用や携帯電話を取り扱う店舗に、購入、機種変更などで窓口に来てくれる人を対象にチラシをおかせてもらう等登録方法等の周知の促進  |             |                  | <p>各種事案を認知した後、広報が必要な内容については、可能な限り迅速に「まもめーる」で情報提供するようにしています。今後もタイムリーな情報提供に努めていきます。</p> <p>「まもめーる」の周知及び登録者拡大のため、各種行事等を通じて「まもめーる」の周知と登録を呼びかけています。今後も、あらゆる媒体を通じて「まもめーる」の登録を呼びかけ、周知を促進していきます。</p>  |             |
| ○まもめーるへの要望<br>・大学生や専門学生からの情報を収集と提供  |             |                  | <p>あらゆる警察活動を通じて情報を収集していますが、今後も、様々な機会を捉えて情報収集に努め、「まもめーる」でタイムリーに情報を提供していきます。</p>  |             |
| ○まもめーるへの要望<br>・「迷惑メール」の情報（アドレスや内容）を、子供からでも簡単に「転送（通報）」できるような、機能を取り入れて欲しい。  |             |                  | <p>「まもめーる」については、情報の配信しか行っていませんが、あらゆる警察活動を通じて収集した情報のうち、多くの人に広報する必要があるものについては、随時、提供していきます。</p>  |             |
| ○まもめーる提供情報の追加<br>主要幹線道路及び高速道路状況<br>交通渋滞、通行止め、取り締まり情報<br>交通安全を促す内容<br>(通学路で特に注意が必要な場所や事故多発地域)<br>放火、劇場型サギの最近の手口、<br>今すぐ命を守る行動に出るべき気象情報、<br>逃走車両情報、不審者・不審車情報、<br>不審な電話（連絡網を聞き出すなど）、<br>害獣情報の迅速発信、「迷惑メール」の情報、<br>地域と事犯、詐欺事案、盗難事案、<br>不審者に会ったときの対処法、犯人は捕まったかどうか |             |                  | <p>「まもめーる」では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供への声かけ事案等発生時の不審者 情報</li> <li>・振り込み詐欺や悪質商法、連続発生する同一手口の盗難事件等、被害拡大が予想される事案への注意を促す情報</li> <li>・重要又は特異な事件の発生に伴う緊急手配情報</li> <li>・迷子、行方不明者の情報</li> </ul> <p>等を適宜発信していますが、今後も、可能な限りニーズに応じた形で、広報や注意喚起の必要がある情報を随時発信していきます。</p> |             |
| ○まもめーるによる防犯状況の発信を見て、多いことに驚いた。登下校の時間帯にスクールサポーターを増やしたり、パトカーの巡視を増やして子どもたちを見守っていくことが必要だと思う。<br>○今は地域の自治会でも防犯パトロールを行っているところが多くなっているが、特に青少年の非行防止のために、どう大人が子どもたちに声かけていけば良いかなど体験に基づいた話し合いがもたれば良いと思う。  |             |                  | <p>25年度にスクールサポーターを2名増員し、学校訪問や周辺のパトロール活動を強化するとともに、少年警察ボランティアと連携し、登下校時の見守り活動を行っています。</p> <p>また、少年警察ボランティアを対象に研修会を開催するなどし、街頭補導活動の充実に努めています。</p>  |             |

【政策名】安全・安心な暮らしの確立

| 事業番号   | 事業名         | 担当所属名            | 事業の内容   |             |
|--|-------------|------------------|---|-------------|
|  |             |                  | 対象  | 意図          |
| 5  | 地域防犯力強化育成事業 | 警察本部 生活安全企画課、少年課 | 県民  | 安全で安心して暮らせる |
| 県政モニターのご意見の概要  |             |                  | 県の考え方及び予算等への反映状況  |             |
| <p>○不審者や変質者情報が出た場合、該当地域周辺の学校から下校前に子供たちに注意喚起を促してもらうためにまもめーるを学校に利用してもらう。</p> <p>○自転車盗や少年犯罪は起こしにくい環境を周りの大人たちが作る事が大切だと思う。警察の広報部やOBなどに具体的数字(前年事件発生件数や全国都道府県との比較等)を挙げた講演会を小中高それぞれで定期的に行い、防犯意識の向上に努める。</p> <p>○振り込み詐欺と思われる電話がよくかかってくる。警察に言ってもほとんど役に立たない。自分で断るしか方法はない。増加する振り込み犯罪は、民法の詐欺罪では対応できない。昔の民法学者の定めた法律は時代遅れである。特別立法で犯罪者に重い罰を科す以外方法はないと思う。県も声をあげて欲しい。</p> <p>○中学生を持つ親としては、非行や犯罪につながる深夜外出、携帯電話の取り扱いなどの情報提供をしてもらいたい(県内でも少年少女による集団暴行死事件があったので特に注意が必要)。</p> <p>○学校でも注意喚起を促すよう専門の方の指導をお願いしたい。</p> |             |                  | <p>「まもめーる」では、子供、女性に対する声かけ事案や不審者情報等も随時発信していますので、地域の防犯力向上のために、学校等に対しても「まもめーる」の登録促進を図っていきます。また、学校と連携し非行防止教室やP T A 会合等での講話等を開催するとともに、少年警察ボランティアを対象とした研修会を開催する等、少年を見守る大人達の防犯意識の向上に努めています。</p> <p>振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺については、各種広報媒体を活用して被害防止の広報啓発を行っているほか、犯行グループの中核はもとより、犯行グループに口座や携帯電話などを供給する助長犯罪の検挙対策にも取り組み、抑止と検挙の両面から特殊詐欺の撲滅に向けた取組を推進しています。</p> <p>警察では、学校警察連絡協議会等を通じ非行情報等について情報交換を行い、情報提供に努めています。<br/>また学校での非行防止教室や各広報媒体を通じて、規範意識の向上や携帯電話へのフィルタリングの必要性について広報しています。</p> |             |
| <p>○子どもの安全、弱者の見守りはいろんな事案がある。パトカーや警察の制服のままの見回りだと変質者等に見破られる可能性があり、検挙等は難しいと思う。公園、通学路等、是非私服、制服を交えてパトロールしていただきたい。</p>   |             |                  | <p>警察官によるパトロールや地域の自主防犯パトロール隊による見守り活動のほか、具体的な事案等に応じて検挙活動を行っています。<br/>また、少年警察ボランティア等のボランティア団体と連携し、少年の集場所等、犯罪の温床となりやすい場所のパトロール活動等を行い、少年の犯罪抑止に努めています。</p>   |             |
| <p>○本事業の指標「刑法犯認知件数(件)」の達成率は誤りだと思う。平成22年度64.4%、23年度96.2%、24年度85.4%が正しいと思う。よって、評価「達成」は誤りで「達成不十分」だと思う。</p>  |             |                  | <p>指標の達成率は、各年ごとの「刑法犯認知件数の抑止目標」に対する「結果(その年の刑法犯認知件数)」で評価しています。平成24年であれば、「8,000件以下」という抑止目標に対して結果が6,999件であったことから、達成率は100%を超え、「達成」と評価しています。</p>  |             |
| <p>○別府市では国際化といっているが、外国人の割合が増え、治安が悪化している。もっと治安を良くする政策を期待する。</p>   |             |                  | <p>警察官による街頭活動の強化や、地域の防犯ボランティアと協働した取組等により、官民一体となって治安向上を図っていきます。</p>  |             |
| <p>○最近LINEを使いたいじめが多いと聞く。ネット犯罪、ネットでのいじめに対応できるスクールサポーターなど警察においてもネット犯罪のスペシャリストを数多く育成し学校との連携をお願いしたい。</p>   |             |                  | <p>スクールサポーターを活用するなどして、学校や県のいじめ解決支援員と連携し、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、警察本部のサイバー犯罪対策室と連携し、捜査員のサイバー犯罪対処力の向上に努めています。</p>  |             |
| <p>○地域によっては、学校、地域、警察の連携がまだ不十分、保護者や地域のボランティアの援助、協力で子どもたちを守る事大事だと思う。<br/>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎内に防犯ベルの設置</li> <li>・警察への通報網の整備</li> <li>・保護者への「みまもり隊」などのステッカー付与</li> <li>・保護者の見守りのための通学路利用の促進</li> </ul>  |             |                  | <p>25年度からスクールサポーターを2名増員するとともに、県内の拠点となる警察署に配置し、より地域に密着した活動に努めています。<br/>また、学校と連携し、スクールサポーターを活用した不審者対応訓練を実施することで、子ども達を守る活動を行っています。</p>   |             |
| <p>○子どもに対する不審者の行いや自転車盗難や近隣に迷惑をかける行為をする者は少なくない。議会に提案し、もっと警察官を増員してパトロールの頻度を増やしていただきたい。県民は平和な生活を望んでいる。</p>  |             |                  | <p>地域警察官による街頭活動を強化するなどして、県民の治安維持に努めています。</p>  |             |
| <p>○日本は犯罪に対する刑罰が甘い。例え未成年であっても厳罰に処すべきである。民間刑務所の創設に協力して徹底した更生教育を施したらどうか。</p>   |             |                  | <p>少年事件の適切な捜査に努めるとともに、少年の再非行防止に向けた立ち直り支援活動を行うなど、少年の非行防止対策等に努めています。</p>  |             |

【政策名】安全・安心な暮らしの確立

| 事業番号   | 事業名                   | 担当所属名            | 事業の内容  |             |
|--|-----------------------|------------------|--|-------------|
|  |                       |                  | 対象   | 意図          |
| 6  | 空き交番・県民安全相談<br>緊急対策事業 | 警察本部 地域課・<br>広報課 | 県民   | 身近な不安を解消させる |
| 県政モニターのご意見の概要  |                       |                  | 県の考え方及び予算等への反映状況   |             |
| <p>○交番に勤務する人員は留守にすることが多い。人員を増やして（人件費も必要だと思うが、パート等で雇用してはどうか）、人がいることが望ましい。</p> <p>○1町村に1人（一世帯）は必要。私が子どものころはいた。安心大分、そのための人の確保は税金の無駄にならない。フットワークのある若い人、町村の人口も増え、活気も出る。挨拶も手本となり、老人ばかりの村にも見守りができる。メリットの方が多い。</p> <p>○交番には常時、警察官や相談員の方がいて欲しいと思う。できれば退職された警察官を嘱託職員として雇用してはどうか。人件費の削減にもなるし、何よりも人生経験や知識が豊富な方に相談員になってもらうことで、安心感が得られる。</p> |                       |                  | <p>不在交番の解消のため、個々の街頭活動時間をずらしたり、他のパトカーの立ち寄り等工夫をして、警察官が可能な限り交番に在所できるよう取り組んでいます。</p> <p>交番相談員は、平成6年から採用が開始され、現在は県下19交番に19名が配置されており、不在交番の解消に貢献しています。また、相談員には警察OBを採用しています。</p>   |             |
| <p>○人員を増やせないのであれば、すべての交番に、緊急通報電話を設置し、防犯カメラを設けて通報者の様子などを把握し、防犯ベルをつけるなどのシステムを導入してはどうか。人員はそのまま、各所をローテーションで組んで配置するのむひとつの手ではないか。</p> <p>○交番に相談に行ったときに誰もおらず戸惑った経験がある。最寄りの警察署への連絡方法や手順を掲示する等の工夫が必要ではないか。単純に空き交番対策で相談員を置くということも良いが、複合的な視点で事業を進める必要もあるのではないか。</p> <p>○増員しなくても市民の要望を可能にする対策を真剣に考えてもらいたい。退職警察官の再雇用事業は必要ない。</p>            |                       |                  | <p>交番を不在にする場合には、警察署の連絡先等を記載した看板を出入口に掲示しています。</p> <p>また、緊急通報電話は全ての交番・駐在所の出入口に設置しており、この電話を使用すれば本署の警察官が対応します。</p> <p>市民の要望に応えるべく、交番不在時には以上のような対策を実施していますが、全国的にも交番相談員が効果的に活用されていることから、当県においても適宜、必要な配置先や配置人数を検討しております。</p>                        |             |
| <p>○日常、パトロールカーでのパトロールをよく見かけが運転者及び助手席の警察官が話しながら、笑いながら、横柄な動作で実施している、職務に専念しているとは市民には受け止められない。服従規律（警察官の使命）の箍が外れているのではないか。市民から与えられた人員及び装備並びに市民の負託にこたえた警察官の使命をさらに発揮して、しっかり市民の生命、財産を守ってほしい。</p>   |                       |                  | <p>勤務中は、職務に専念するよう改めて指導を徹底するとともに、緊張感を持った運転を心がけるよう指導していきます。</p>  |             |
| <p>○「業務が専門性を必要とすることから業務の民間委託などができない」としているが、何を根拠として民間委託ができないのかがよく理解できない。</p> <p>○人件費も必要だと思うが、パート等で雇用してはどうか。特に父兄を採用して欲しい。女性に対する被害も早い時期に対応すると被害もなくなるのではないかと思う。</p>  |                       |                  | <p>交番相談員として相応しいと判断できる方であれば、採用することに問題はありません。</p> <p>しかしながら、交番相談員には県民の生命・財産に関わる高度な判断等が必要となるため、警察OBのように警察業務に精通している方が望ましく、一律に民間に業務委託するのは困難と考えています。なお、パートについても同様の考え方です。</p>   |             |
| <p>○目標値の設定がない。事業の有効性は判断できない。受理件数の処理状況及び件数、相談者の警察対応の満足度を調査し、公表すべきではないか。</p> <p>○評価は実績値/目標値であり、目標値がないのに「達成」は適当でない。</p>   |                       |                  | <p>交番相談員は、不在交番の間隙を補完する目的で配置されていますので、交番相談員がどれくらい諸願受理を行うかを目標値として設定するにはなじまないものと判断します。</p> <p>「評価」の記載については、来年度見直しを行います。</p> <p>なお、交番相談員についてのアンケートを行った結果、「交番に行った際に、相談員がいて良かった」と全般的に好評価を得ており、取扱い件数に関わらず、地域安全センターである交番の役割に一定の成果をあげているものと考えています。</p> |             |

【政策名】安全・安心な暮らしの確立

| 事業番号  | 事業名                   | 担当所属名            | 事業の内容   |             |
|---|-----------------------|------------------|---|-------------|
|   |                       |                  | 対象  | 意図          |
| 6   | 空き交番・県民安全相談<br>緊急対策事業 | 警察本部 地域課・<br>広報課 | 県民  | 身近な不安を解消させる |
| 県政モニターのご意見の概要   |                       |                  | 県の考え方及び予算等への反映状況  |             |
| <p>○交番相談員・警察安全相談員制度の規約作成、それによる退職警察官の審査を実施、該当した人をその規約に則り教育、その後、交番相談員・警察安全相談員として採用、任期を定める。退職警察官の中には退職後も、俺は法律に詳しいんだとオイコラ式で高所から住民を見下し威圧している人もいる。その人だけでなく、警察への信頼を失ってしまう。あくまでも住民の目線で住民のよきアドバイザーたる人であって欲しいから、審査、教育を必要とする。こうして員数を増やせば、地域の巡回回数も増え、空き巣等犯罪も防げると思う。</p> |                       |                  | <p>交番相談員、警察安全相談員には、それぞれ運用要綱や要領等が定められており、人格識見に優れた方を採用するとともに、採用後には相談員に対する研修会を行っています。<br/>同研修会では、県民目線に立った活動を推進するよう指導教育しています。</p> |             |
| <p>○子どもたちの登下校時、パトカーが動いているだけで、犯罪の大きな抑止力になる。スピード違反、一時停止無視等を取り締まることも大切かもしれないが、人員配置をパトロール、空き交番に重点を置いて頂きたい。</p>  |                       |                  | <p>通勤や通学などの時間帯等は、積極的にパトロールや駐留警戒等の街頭活動を行い、パトカーや警察官の姿が県民に見えるよう取り組んでいます。<br/>一方で、交番相談員が不在交番対策に効果を上げています。</p>                     |             |
| <p>○大分市内をみても交番そのものが少ない。できれば増設して欲しい。<br/>○要員として警察OBを活用するとよいと思う。</p>  |                       |                  | <p>交番については、管内の人口や事件・事故の取扱件数等に応じて、適宜必要性を検討しています。<br/>また、交番・駐在所における警察官の再任用も現在行っています。</p>  |             |
| <p>○受け身ではなく、情報発信する交番であって欲しい。以前、信号もないところで、大渋滞していて、前の方の人が様子を見に行ったところ、路肩に落ちた車があることを知らせてくれた。そのとき、対向車線からミニパトが来たが、そのまま通り過ぎた。何か行動をして欲しかった。</p>   |                       |                  | <p>交番・駐在所では、広報紙や連絡協議会、また巡回連絡等により、情報を発信しています。<br/>パトロール中における交通事故等の各種事案については、速やかに対応するよう指導します。</p>                               |             |
| <p>○地区では自治委員会を中心に婦人会、老人クラブの協力を得て、週2回パトロールを実施していたが、自治委員会が交代してからは実施していない。自治委員会を核として連絡網を作成し、地区の安全を守る対策を講じる必要がある。民生児童委員会からはほとんど協力を得られないので、その使命をもっと痛感して欲しいと思う。</p>   |                       |                  | <p>地区における防犯ボランティアの方は、警察にとっても非常に心強く有り難い存在です。<br/>こうした地域の活動が継続していけるよう、警察としても合同パトロール等を通じて積極的に支援していきます。</p>                       |             |

【政策名】安全・安心な暮らしの確立

| 事業番号  | 事業名         | 担当所属名             | 事業の内容   |                        |
|---|-------------|-------------------|---|------------------------|
|   |             |                   | 対象  | 意図                     |
| 7   | 環境保全型農業推進事業 | 農林水産部 おおいたブランド推進課 | 生産者及び消費者全般  | 環境保全型農業への取組拡大及び理解促進を図る |
| 県政モニターのご意見の概要   |             |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況  |                        |
| ○「e-naおおいた」の周知について<br>・「e-naおおいた」自体が知られていないので、県民に認知してもらえよう取り組む必要があるのではないか。  |             |                   | ・「e-naおおいた」認証制度については、農業情勢の変化等により平成26年度中に新認証制度に移行する予定で予算化しています。新認証制度については、生産現場でのていねいな説明により推進を図るとともに、県民や流通業者等への周知なども積極的にいきます。   |                        |
| ○環境保全型農業の推進等について①<br>・環境保全型農業を推進するためには、栽培体系技術の開発や普及・啓発、消費者への理解促進などの課題があり、直接的な支援が急務である。<br>・NPO等に委託している業務とは具体的にどのような業務なのか。               |             |                   | ・環境保全型農業に取り組む生産者に対しては、平成23年度から「環境保全型農業直接支援対策」により、国・県・市町村で直接支援の対策を実施しており、平成26年度も引き続き支援を行います。<br>・県農林水産研究指導センターにおいて、平成20年から3年間、有機農業の技術について試験研究を実施しました。<br>・NPO法人「おおいた有機農業研究会」に対しては県農産物認証制度（e-naおおいた）の認証業務を委託しています。      |                        |
| ○環境保全型農業の推進等について②<br>・環境保全型農業を推進するためには、販売価格の一部を国が負担すれば、生産者及び消費者へ直接的な支援が可能となるのではないか。   |             |                   | ・国の制度として、環境保全型農業に取り組む生産者に対して、国・県・市町村で直接支払いを行う、「環境保全型農業直接支援対策」を平成23年度から実施しています。  |                        |
| ○消費者への周知等について①<br>・環境保全型農業を推進する県の取り組みをもっとアピールすべきではないか。<br>・旧事業名の「環境にやさしい農業推進事業」の方が消費者にとっても親しみやすいのではないかと<br>・事業総コストに占める人件費の割合が多いのではないかと。 |             |                   | ・県の環境保全型農業の取組については、今後、新認証制度のPRと併せて力を入れていきます。また、今年度は消費者の参集を呼びかけた研修会を開催しており、このような取組を継続します。<br>・事業名については、新規事業に取り組む際に検討します。<br>・本事業は、環境保全型農業直接支援対策、有機農業、農産物認証制度など業務が多岐に渡るため人件費が高くなりますが、一層の事務の効率化を図り、26年度からは人件費の割合を少なくします。 |                        |
| ○消費者への周知等について②<br>・消費者に対して、料理教室や現地見学会を開催し、特に主婦の意見を取り入れ県の施策に生かすべきではないかと。   |             |                   | ・環境保全型農業の研修会については、有機農業の研修会などで消費者の参加も募って開催しており、平成26年度も実施します。   |                        |
| ○消費者への周知等について③<br>・人材の質向上のため、地域ごとに生産者、消費者、分野に専門的な人等の勉強会、懇談会を行う必要があるのではないかと。   |             |                   | ・平成25年度は、生産者を対象とした技術研修や消費者を対象にした環境保全型農業の研修会などを開催しており、平成26年度もこのような取組を実施します。  |                        |
| ○不適切な農業従事者への指導について<br>・不適切な農業従事者に対しては、県、市町村から指導し、適切な取り扱いにしてください。  |             |                   | ・農地の耕作状況等については、市町村農業委員会が現地確認のうえ、適正に利用されていない場合には是正指導を行っています。指導に従わないなど対応困難な場合には、県も助言しながら適正化に努めています。   |                        |
| ○メディア等の活用について<br>・「おおいたブランド」を地元メディアを活用してもっとアピールする必要があるのではないかと。  |             |                   | ・県では、平成18年度から全国に通用する農林水産物のブランド化を図るため、「The・おおいた」ブランドの確立に取り組んできました。最近では、「カボスぶり」や「甘太くん」、「おおいた豊後牛」などが新たに地元メディアに取り上げられるなど県民にも浸透しつつあります。今後もマスメディアを通じたブランド化の取り組みを積極的にPRしていきます。   |                        |

【政策名】安全・安心な暮らしの確立

| 事業番号   | 事業名         | 担当所属名             | 事業の内容  |                        |
|--|-------------|-------------------|--|------------------------|
|  |             |                   | 対象   | 意図                     |
| 7  | 環境保全型農業推進事業 | 農林水産部 おおいたブランド推進課 | 生産者及び消費者全般   | 環境保全型農業への取組拡大及び理解促進を図る |
| 県政モニターのご意見の概要  |             |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                        |
| <p>○新規就農者への指導について</p> <p>・一部の新規就農者が悪く、大変苦慮している事例も見受けられるので、県の指導をお願いしたい。</p> |             |                   | <p>・新規就農者に対しては、経験豊富な生産者を中心に、市町や農業委員会、農協等からなる「地域就農サポート会議」を平成23年度より設置し、栽培技術の指導はもとより農地や住宅の斡旋のほか経営指導等、定着を図るための支援を地域ぐるみで行っているところです。</p> <p>地域で対応に苦慮している案件については、サポート会議にご相談いただければ、市町村、農協、生産組織等を一体となって指導、改善の対応をいたします。</p>  |                        |
| <p>○T P Pへの対応について</p> <p>・T P Pに対する農家の取り組み方法や方向性を県が指導していく必要があるのではないか。</p>  |             |                   | <p>・県としては、T P Pに関する情報収集にあわせ、九州地方知事会会長県として、米や牛・豚肉、牛乳乳製品など農産品重要5項目を守ることを前提に始めた交渉には、政府が強い姿勢で臨み、農林水産業の持続的発展に向けた具体的対策を講じるよう提言するなど、県民不安の解消に努めています。</p> <p>他方、T P Pの影響以前に、農村では従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大が課題となっており、既に厳しい国際競争にさらされています。</p> <p>そこで、「おおいた農山漁村活性化戦略2005」で平成27年に向けた目標を定め、さらに、具体的な数値目標と取組手法を明記した「アクションプラン」を毎年公表し、農林水産業の構造改革に取り組んでいるところです。</p> <p>具体的には、①「マーケット起点の商品(もの)づくり」による県域流通と生産体制の強化など消費者に高く買ってもらえるブランドづくり ②集落営農組織の育成とあわせた農業への企業参入など力強い経営体づくり ③後継者の確保 を柱に、国の施策も充分に取り込みながら、もうかる農林水産業の実現と農山漁村の活性化に職員一丸となって取り組んでいます。</p> |                        |

【政策名】安全・安心な暮らしの確立

| 事業番号   | 事業名        | 担当所属名             | 事業の内容   |           |
|--|------------|-------------------|---|-----------|
|  |            |                   | 対象  | 意図        |
| 8  | 動物愛護協働推進事業 | 生活環境部<br>食品安全・衛生課 | 県民  | ねこ処分頭数の減少 |
| 県政モニターのご意見の概要  |            |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況  |           |
| <p>○猫問題とは何なのかがわからない</p> <p>○1000万円以上の予算を計上するのであれば、地域性を考慮しながらも、犬と同様に登録制度を導入するよう国に働きかけるべき</p>                                      |            |                   | <p>猫問題とは、地域で繁殖・増加した猫によって、畑や庭が荒らされる、自分の土地に糞尿をされる、鳴き声で迷惑するなどの地域の環境問題のことです。</p> <p>猫の登録制度は、賛否両論があるとともに、対象猫の把握や登録に関するコスト等の問題があります。また、猫の引取り数の9割以上は所有者のいない猫であり、これらの猫が問題を起こしていることを考慮しますと、ご提言の登録制度を仮に導入しても、運用面で難しいものがあると思われます。県としては野良猫に無責任に餌を与える人に対する啓発を行うなど、所有者のいない猫の対策を進めるとともに、猫の飼養者へ不妊・去勢手術の実施、室内飼育などと併せて所有明示を指導・啓発することにより、問題解決を図っていきます。</p> |           |
| <p>○まさか県が動物愛護の支援をしているとは知らなかった。NPO法人がしていると思ったので県が主体になってすることはいいことだと思う。今は犬猫も家族の一員と言われる一方いらなくなったら保健所へ思っている人も多いのでもっと積極的に取り組んで欲しい。</p> |            |                   | <p>県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」等の関係法令に基づき、動物愛護管理行政を推進しており、今後も県が委嘱した動物愛護推進員をはじめとするボランティアの方々と協働して動物愛護行政を推進していきます。</p>  |           |
| <p>○飼い主の自覚を促す啓発を行ってほしい</p>   |            |                   | <p>保健所職員による飼い主への指導、チラシやポスターなどによる啓発を行い、猫の適正飼養を推進していきます。</p>  |           |
| <p>○猫を飼う人から協力金をとる仕組みにしてはどうか</p>  |            |                   | <p>寄付であれば、現行制度の中で受け入れは可能ですが、徴収を義務づける場合は、対象者の把握や徴収コスト等の問題があり、現状では困難と考えます。</p>  |           |
| <p>○地域猫活動を通じて、地域の問題が解決できるよう、獣医師の育成が必要</p>  |            |                   | <p>各保健所（部）に配置した職員（獣医師）を対象として猫に関する研修会を実施するなど、職員のレベル向上を図っています。</p>  |           |
| <p>○販売店で猫を購入する人が譲渡会に流れるよう、譲渡会を市内中心部で定期的で開催するようしてほしい</p> <p>○譲渡会では希望に応じて無料の不妊手術を行ってもらう仕組みにしてほしい</p>                               |            |                   | <p>譲渡する猫に運搬や環境の変化などのストレスを与えないためにも、飼育している施設で譲渡会を開催することが望ましいと考えており、当面は大分県動物管理所で開催する譲渡会の広報に努めます。</p> <p>また、県が譲渡する猫に対しては、公益社団法人大分県獣医師会による不妊・去勢手術に対する助成制度があります。さらに、野良猫の不妊・去勢手術に対する助成費用を、平成26年度予算にモデル事業として計上しています。</p>  |           |
| <p>○動物愛護の精神は理解できるが、住民の衛生環境を考えると野良猫については厳しい対応が必要</p>  |            |                   | <p>野良猫の増加は、捨て猫や無責任な餌やりが原因と考えられます。そのため、飼い主に対する適正飼育の指導や、野良猫に無責任に餌やりを行う人に対する啓発を行っていきます。</p>  |           |
| <p>○捨て猫を連れ帰って飼育するNPOやボランティアを養成してほしい</p>  |            |                   | <p>県では、動物愛護活動に取り組む方を動物愛護推進員に委嘱し、譲渡の推進や適正飼養の啓発など動物愛護行政への協力をお願いしています。</p> <p>また、動物愛護推進員の研修やボランティア養成を行うための費用を、平成26年度予算に計上しています。</p>  |           |
| <p>○ペットショップでの動物購入にあたって、飼育管理の指導を義務づける必要がある</p> <p>○ペット税を導入してほしい</p>   |            |                   | <p>ペットショップには、動物の愛護及び管理に関する法律により、動物を販売する際に、事前に、購入希望者に販売する動物を直接見せたり、適正な飼育方法を説明することが義務づけられているところです。</p> <p>ペット税については、賛否両論があるとともに、対象者の把握や徴収コスト等の問題があり、現状では困難と考えます。</p>  |           |

【政策名】安全・安心な暮らしの確立

| 事業番号   | 事業名        | 担当所属名             | 事業の内容  |           |
|--|------------|-------------------|--|-----------|
|  |            |                   | 対象   | 意図        |
| 8  | 動物愛護協働推進事業 | 生活環境部<br>食品安全・衛生課 | 県民   | ねこ処分頭数の減少 |
| 県政モニターのご意見の概要  |            |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況   |           |
| ○3年で終わるのではなく、永続的な取組であっても良いのでは<br>○県の広報で猫の避妊対策の周知を行ってはどうか   |            |                   | 今後とも、動物愛護ボランティア、大分県獣医師会等関係者と協働し、犬、猫の殺処分減少に努めていきます。<br>また、県の広報媒体による、猫の飼い主に対する、不妊・去勢手術の実施、室内飼育等についての広報にも努めます。  |           |
| ○飼い主の責任が明確になるよう、飼い主の情報が記載された首輪をつける条例の制定等登録制度を導入してはどうか  |            |                   | 猫の登録制度は、賛否両論があるとともに、対象猫の把握や登録に関するコスト等の問題があります。また、猫の引取り数の9割以上は所有者のいない猫であり、これらの猫が問題を起こしていることを考慮しますと、ご提言の登録制度を仮に導入しても、運用面で難しいものがあると思われます。<br>県としては野良猫に無責任に餌を与える人に対する啓発を行うなど、所有者のいない猫の対策を進めるとともに、猫の飼養者へ不妊・去勢手術の実施、室内飼育などと併せて所有明示を指導・啓発することにより、問題解決を図っていきます。  |           |
| ○業者、獣医師、飼い主で構成される、ペットの苦情処理に関する実働機関の設置を検討してはどうか。  |            |                   | 獣医師会、関係業界、動物の所有者等で構成する「大分県動物愛護推進協議会」において、毎年、県の施策に関する評価、助言を行っていますが、苦情の対応は管轄の保健所（部）が行っています。<br>協議会が個別の苦情対応を行うことは困難であるため、協議会の意見を保健所（部）へ伝達し、苦情の対応に活かすよう努めます。   |           |
| ①譲渡施設が少ないので、最低各市に1カ所は設置すべきである。<br>②保健所が安易に動物を引き取らない。罰金を科すこと。<br>③国、県が動物の避妊を義務付ける。もしくは予算をつけてもらい避妊援助する。<br>④県民に対する広告（保健所で致死処分している状況をしっかり何度も広告し伝え、啓蒙する） |            |                   | ①現在、犬や猫の譲渡は、県内の保健所（部）と大分県動物管理所の10市10ヶ所で行っておりますので、ご理解下さい。<br>②動物の愛護及び管理に関する法律により、終生飼養の趣旨に反する場合は、県は、犬・猫の引取りを拒否できることとなっており、この規定的確な運用に努めます。また、飼い主から犬や猫を引き取る際には引取り手数料を徴収しています。<br>③動物の愛護及び管理に関する法律により、飼い主には動物がみだりに繁殖しないようにする努力義務が課されています。県としては、飼い主に対して、不妊・去勢手術の実施を指導・啓発していきます。<br>また、飼い主のいない猫については、不妊・去勢手術に対する助成費用を平成26年度予算にモデル事業として計上しています。<br>④犬や猫の致死処分については、譲渡会の事前講習会などで周知を図っています。今後も、犬や猫を飼う前に、終生飼養できるか十分考えるよう呼びかけていきます。 |           |

【政策名】地域の底力の向上 ～助け合い、支え合いによる豊かな地域生活の実現～

| 事業番号  | 事業名       | 担当所属名             | 事業の内容  |                  |
|---|-----------|-------------------|--|------------------|
|   |           |                   | 対象   | 意図               |
| 9   | 買い物弱者支援事業 | 企画振興部 観光・地域局集落応援室 | 食料品等の日常の買い物が困難な買い物弱者   | 安心して住み続けられるようにする |
| 県政モニターのご意見の概要   |           |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                  |
| <p>○買い物弱者支援対策の充実について</p> <p>①事業対象地域を拡大してもらいたい。</p> <p>②移動販売や宅配への支援を充実させ、週に1度は定期的に小規模集落へ伺うようにできないか。また、移動販売事業者にこだわらず、例えば、小規模集落に定期的に足を運ぶ事業者や買い物ボランティア、コンビニなども事業の補助対象にできないか。</p> <p>③移動販売や宅配サービスではなく、買い物バスの運行や送迎サービス、ワンコインバスなど、移動手段を提供するサービスについて、事業の補助対象にできないか。</p> |           |                   | <p>○買い物弱者支援対策の充実について</p> <p>①事業対象地域については、25年度から山村や離島まで対象地域を拡大し、地域調整会議（振興局が事務局となって市町村や地域住民、商工会、事業者などで構成）で具体的な事業実施集落を検討しています。</p> <p>②補助対象は、移動販売事業者のほか、NPOやボランティア団体、既存事業者なども含まれており、地域調整会議で地域の実情に応じた支援内容や、巡回ルート、販売方法などを検討し、持続可能な事業の立ち上げ費用（人件費及び維持費用除く）について、県と市町村で支援しています。</p> <p>③移動手段を提供するサービスについては、地域の交通手段を確保するという観点から、生活交通路線支援事業として、市町村がコミュニティバスや乗合タクシーを運行する場合に、その費用の一部を助成しており、小型車両の購入費用や、時刻表の作成費用などに対しても一部を助成する制度を新たに設けるなど、地域で生活するために必要な交通の確保に努めています。</p> |                  |
| <p>○買い物を含めた地域における共助について</p> <p>・少子高齢化が進んでいく中で、子どもや若者も含めて地域の人々が共に支え合う仕組みづくりを支援する必要があるのではないか。</p>   |           |                   | <p>○買い物を含めた地域における共助について</p> <p>少子高齢化が進み、地域の祭りや清掃作業など、集落単位の地域活動が困難になっていることから、複数の集落で協力し、互いに支え合うための仕組みづくりを行う地域に対し、里のくらし支援事業などで市町村と連携しながら支援しているところです。</p>  |                  |
| <p>○事業実施について</p> <p>①「活動内容」欄の「よりよい支援を行うための調査」は不要だったのではないか。</p> <p>②支援と調査を同時に行うのではなく、まずは事前に調査を行い、支援が必要な地域を把握してから支援を行う方が、事業効果が発揮されるのではないか。</p> <p>③補助支援を増加させるための方策を検討すべきではないか。</p> <p>④市町村が事業を実施すべきではないか。</p>   |           |                   | <p>○事業実施について</p> <p>①②県内の小規模集落へのアンケート結果（約3/4の集落で買い物が不便と感じている）により、事業化しています。また、支援にあたって持続性のある事業とするため、支援対象地域の買い物の実態や、住民ニーズの把握など、詳細な調査を必要に応じて事前に実施しています。</p> <p>③事業を実施するために、競合事業者との調整、地域住民と事業者との協力体制の構築など、地域内の調整に時間を要しています。引き続き、既存事業者へ働きかけや、新規事業者の掘り起こし、地域商業団体等への協力依頼など、市町村と連携しながら取り組んでいきます。</p> <p>④過疎化が進む山村地域などにおいて、買い物弱者支援事業は、地域商店の廃業・撤退による生活環境対策の一環であり、県としても、市町村と連携して支援していく必要があると考えています。</p>  |                  |
| <p>○小規模集落対策について</p> <p>・小規模集落に対する支援を拡大すべきではないか。</p>   |           |                   | <p>○小規模集落対策について</p> <p>年々増加する小規模集落の実態を踏まえ、本年度、予算を増額し、集落支援対策を強化したところです。引き続き、市町村と連携しながら、課題解決に向けて積極的に取り組んでいきます。</p>   |                  |

【政策名】地域の底力の向上 ～助け合い、支え合いによる豊かな地域生活の実現～

| 事業番号  | 事業名       | 担当所属名             | 事業の内容  |                  |
|---|-----------|-------------------|--|------------------|
|   |           |                   | 対象   | 意図               |
| 9   | 買い物弱者支援事業 | 企画振興部 観光・地域局集落応援室 | 食料品等の日常の買い物が困難な買い物弱者   | 安心して住み続けられるようにする |
| 県政モニターのご意見の概要   |           |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                  |
| <p>○バス路線の維持について</p> <p>・バス利用者は、小中高校生や病院通院者などがバスを利用しているので、利用実態を十分に把握して、安易にバスの運行を中止しないであらう。</p> |           |                   | <p>過疎化の進展や過度のマイカー依存によるバス利用者の大幅な減少により、県内の乗合バス路線のほとんどが赤字運行となっており、県内各地で路線廃止や減便が行われています。</p> <p>バス事業者が路線を廃止するに当たっては、安易な路線廃止を防止するため、事前に利用状況の調査を行うとともに、廃止した場合の代替交通手段等について地元市町村と協議を行い、その同意を得ることを原則としています。</p> <p>県では、バス路線の維持を図るため、バス事業者に対して、バスの運行に必要な費用の一部を助成するほか、民間バス路線の運行に補助を行う市町村に対しても、その費用の一部を助成し、民間バス路線の運行を支援しているほか、民間バス路線が廃止となった地域等で市町村がコミュニティバスや乗合タクシーを運行する場合にも、その費用の一部を助成しています。また、小型車両の購入費用や時刻表の作成費用などに対しても一部を助成する制度を新たに設けるなど、地域で生活するために必要な交通の確保・維持に努めています。</p> |                  |
| <p>○高齢者専用住宅などの住居対策について</p> <p>・病院等を含む高齢者専用住宅などの住居対策を進める必要があるのではないか</p>                        |           |                   | <p>高齢者仕様の住宅にケアの専門家による生活相談などの福祉サービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進を図って参ります。</p>  |                  |

【政策名】危機管理の強化

| 事業番号  | 事業名         | 担当所属名          | 事業の内容  |                      |
|---|-------------|----------------|--|----------------------|
|   |             |                | 対象   | 意図                   |
| 10  | 津波等被害防止対策事業 | 生活環境部<br>防災対策室 | 県民   | 地震・津波に対する安全・安心の確保を図る |
| 県政モニターのご意見の概要   |             |                | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                      |
| ○防災意識の啓発が効果の高いものとなるよう、できるだけ小さなコミュニティの単位で、実際に被災した方の話を伺い、議論する機会を設けてはどうか   |             |                | <p>県では、防災意識を高めていただく取組として、自治会や自主防災組織のほか様々な集まりの場に、講演会の講師や防災活動に対する助言・指導ができる「防災アドバイザー」を派遣する制度を実施しています。防災アドバイザーには、気象の専門家や東日本大震災、九州北部豪雨等の被災地で支援活動をされた方など多数にお願いしています。</p> <p>様々な災害の発生時に少しでも被害を減らすため、この派遣制度を積極的にPRし、より多くの機会を活用していただけるよう取り組んでまいります。</p>   |                      |
| ○防災訓練を評価するなどにより、住民が防災訓練に意識的・積極的に取り組むようになるしきりが必要   |             |                | <p>東日本大震災や一昨年の九州北部豪雨などを契機として、自主防災組織等による防災訓練の実施が増加しています。</p> <p>県では特に、南海トラフ地震に備える避難訓練が、津波による浸水が想定される全ての地域で実施されるよう取り組んでまいります。</p> <p>その際、昼夜別や異なる季節など様々なシーンを設定し、地域の企業等にも参加を働き掛ける中で、避難経路や避難標識の確認、避難の際の危険性等の把握に努めるなど訓練内容の充実も進めてまいりたいと考えています。</p>  |                      |
| ○避難路の整備や、民間の高層階の建物を避難場所として活用する取組を行ってほしい   |             |                | <p>県は、東日本大震災の直後から、津波避難対策として、市町村の実施する避難路の整備等に対し支援しています。</p> <p>市町村においては、避難路の整備とあわせ、津波警報などが発表された際に、高台など安全な場所まで避難することが困難な方々の発生に備える津波避難ビルの指定が進んでいます。</p> <p>津波避難ビルについては、市町村が作成しているハザードマップやホームページで確認することができます。</p>  |                      |
| ○災害への注意喚起の方法として、各企業等の社内報に掲載してもらう取組ができないか  |             |                | <p>時間の経過とともに薄れがちな地震に対する意識を維持していくことは防災対策の重要な課題です。家庭や地域、学校、あるいは職場など様々な場面を捉え、防災意識を高める取組を進めてまいります。</p> <p>防災士を中心とした地域における防災活動、学校における児童・生徒への防災教育に力を入れるとともに、企業・職場に対しては、企業防災という観点でのアプローチを強めてまいりたいと考えています。職員・従業員の防災意識を高めていただき、地域の防災活動への参加などにも繋がるよう取り組んでまいります。</p>                              |                      |
| ○過去の災害の状況、ハザードマップ及び避難経路の周知などの防災意識の啓発をさらに進めるべき、住民の訓練も必要だが、さらに大学や仕事の関係で大分に暮らす人たちの周知、地域住民以外でも避難場所がすぐにわかる避難誘導の看板の主要な道路への設置などにも配慮すべき |             |                | <p>東日本大震災後、新たな地震・津波対策を講じるにあたり、県内で発生した過去の地震を詳細に調査・分析し、それらを踏まえた新たな津波浸水予測調査を行い取りまとめました。</p> <p>沿岸部の市町村は、それらをもとに、津波浸水想定区域や避難場所、避難経路のほか、過去の災害の状況、津波に対する心得などを記載したハザードマップを作成し、全戸に配布しています。</p> <p>また、地震・津波等から速やかに避難するための避難場所を案内する標識や海拔表示板等を、県民の皆さんをはじめ、旅行者や外国人にも理解できるようデザインを統一して設置したところです。</p> |                      |
| ○津波対策に力点が置かれているが、山間部の地震対策にも取り組んでほしい   |             |                | <p>本県の75%は急峻な山岳地形であり、道路にとっては非常に厳しい地形条件です。全国的に見ると、過去の大地震では道路のり面の崩壊等により道路の寸断が頻発しており、人命救助や物資輸送などの救援活動に支障が生じております。</p> <p>県では災害防除事業において、対策が必要な箇所について、のり面崩壊対策、落石対策などを順次実施しており、今後とも危険箇所の解消に努めてまいります。</p>   |                      |

【政策名】危機管理の強化

| 事業番号  | 事業名         | 担当所属名          | 事業の内容  |                      |
|---|-------------|----------------|--|----------------------|
|   |             |                | 対象   | 意図                   |
| 10  | 津波等被害防止対策事業 | 生活環境部<br>防災対策室 | 県民   | 地震・津波に対する安全・安心の確保を図る |
| 県政モニターのご意見の概要   |             |                | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                      |
| ○東北地方の言い伝えとして有名になった「命てんでんこ」の精神を言葉とともに県内に広めるべき   |             |                | 東北地方の三陸沿岸に伝わる「津波てんでんこ」の言い伝えは、大きな津波の浸水が想定される本県にとっても大切な教訓であると考えます。県としては、一人ひとりが自らの命を守ることに主体的な姿勢を持って避難するという避難行動の考え方を避難訓練等を通じて啓発するとともに、学校においてもそのような姿勢を醸成する防災教育に取り組んでまいります。  |                      |
| ○防災士を増員し、地域ごとに県民を指導してもらいたい  |             |                | 県は、自主防災組織の要として活躍する防災士を養成しており、引き続き、自主防災組織等に一人の防災士が確保できるよう取り組んでまいります。その防災士が、防災訓練や啓発活動などにおいて活躍できるよう、スキルアップを支援するとともに、ネットワーク化を進めてまいります。なお、防災士の養成数は全国2位となっており、26年3月末には約5,200名となる見込みです。   |                      |
| ○小規模集落など、高齢者の援助が必要な地域への配慮が必要  |             |                | 大規模な地震が発生した場合、高齢者や障がい者等の安全を確保するため、日頃から地域において災害時要援護者の所在や状況を把握し、避難時における安否確認や避難所での生活支援が行えるよう、市町村と連携して、災害時要援護者台帳の作成、福祉避難所の指定を推進しています。<br>また、災害発生時に高齢者等を迅速かつ安全に避難させるため、背負い式避難具など避難補助用具の整備に対して支援してまいります。   |                      |
| ○自治会単位での実施や津波対策、地震対策など、地域の実情にあわせて、各自治体が年2回程度は防災訓練をするように指導してもらいたい  |             |                | 県は、策定後5年が経過する「地震減災アクションプラン」を大幅に見直す中で、「津波避難訓練の実施」についても、自主防災組織等による避難訓練の実施目標を引き上げて取り組むとこととしています。昼夜別や異なる季節など様々なシーンを設定するとともに、企業就業者等幅広い参加を促すなど、実践的な訓練が実施されるよう市町村とも連携を図りながら働きかけを行ってまいります。   |                      |
| ○津波被害が想定される地域での住宅新築を制限すべきである。<br>○危険と思われる地域の高台への案内標識をはじめ、その道路を使用する住民の訓練をはじめ、とくに小・中学校への対策強化を優先すべきである。また、教職員への指導も含め、万一の場合でも全員の安全が確保されること。 |             |                | ・がけ崩れの危険がある急傾斜地崩壊危険区域については、災害危険区域として原則住宅の建築を禁止していますが、津波対策については避難地、避難路等の指定・整備等を行い、早期避難を図ることが重要であると考えています。<br>・平成24年から防災教育モデル校を指定し、そこでの取組を県下に広める（公開授業研究会、実践事例集）ことで、県下の学校の防災教育を推進しております。また、教職員の防災に対する資質向上を図るため、「学校における防災教育・防災管理」、「土砂災害」そして「豪雨や竜巻等の風水害」についての講義や防災マニュアル見直し研修会を実施しております。 |                      |
| ○地震体験車で一人でも多くの人に地震の怖さを知ってもらう。   |             |                | 地震の揺れの怖さを実際に体験し、災害を身近に感じてもらうことは、県民の皆さんが防災意識を高揚していただくうえで有効な手段であると考えます。<br>県では、26年度に地震体験車を購入し、県内各地の防災関連行事や学校における防災教育活動に貸し出すことにより、県民の皆さんに地震の疑似体験をしていただくこととしています。  |                      |
| ○情報を伝達する方法の確立が必要  |             |                | 津波災害に備えた住民の皆さんへの避難の呼びかけについても、全国瞬時警報システム（Jアラート）による標準音を大津波警報、津波警報、津波注意報に分けて吹鳴することを県内で統一したところです。なお、九州北部豪雨災害時に、雨音により避難を呼びかける防災行政無線のアナウンスが聞き取りにくかったとの検証結果を受け、市町村が避難勧告・避難指示等の発令を行う時には、災害情報の伝達手法として、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定めるサイレン音を吹鳴することを県内で統一しました。   |                      |

【政策名】危機管理の強化

| 事業番号  | 事業名         | 担当所属名          | 事業の内容  |                      |
|---|-------------|----------------|--|----------------------|
|   |             |                | 対象   | 意図                   |
| 10  | 津波等被害防止対策事業 | 生活環境部<br>防災対策室 | 県民   | 地震・津波に対する安全・安心の確保を図る |
| 県政モニターのご意見の概要   |             |                | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                      |
| ○海拔表示に避難場所や避難経路などの情報を付加できないか  |             |                | <p>平成23年度に県が創設した津波等被害防止対策事業を活用し、市町村においては、地域住民の皆さんや観光客等が津波から速やかに避難するための海拔表示板を設置しています。</p> <p>海拔のみ記載した表示板を独自に設置している市町村もありますが、海拔表示板は、その場所の海拔を示すとともに、避難場所を案内する内容を盛り込んでおり、県民の皆さんにとどまらず、旅行者や外国人にも理解できるよう市町村統一デザインとしています。</p>   |                      |
| <p>○住居の耐震化や一部補強の補助があるといのでは</p> <p>○避難所運営の訓練が必要</p> <p>○防災士や自主防災リーダーのスキルアップが必要</p> |             |                | <p>○木造住宅の耐震化を促進するため、住宅の所有者が行う耐震診断及び耐震改修に対してその費用の一部を補助しているところです。平成26年度には耐震改修に対する補助率及び補助金限度額の引き上げを行うとともに、耐震改修の補強設計費等についても新たに補助対象とするよう制度の拡充を図ることとしており、木造住宅の耐震化をより一層促進して参ります。</p> <p>○県では、毎年実施している総合防災訓練において、避難所運営訓練を取り入れており、市町村においても、避難所の運営訓練を実施する動きが広がってきています。一昨年11月には臼杵市において、防災訓練が実施された際、避難所運営の訓練が行われました。こうした訓練とあわせ、避難所の運営方法や課題を整理し、県社会福祉協議会等と連携して、研修会など学習機会の提供に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>○自主防災組織の要となって活躍する人材として養成している防災士は、26年3月末には5,200人に達する見込みです。</p> <p>養成した防災士には、専門性の強化と地域での活動促進を図るため、新たな知識の習得や防災士相互の意見交換等を行う研修会、現地研修を兼ねた防災アドバイザーによる地域防災指導などを実施しています。26年度も、引き続き防災士のスキルアップに取り組むこととしています。</p> |                      |
| ○防災対策の実施状況の確認と、対策の基礎となった情報の適宜の更新に配慮するべき   |             |                | <p>県は、地域ごとに自主防災組織等が中心になって、津波からの避難の在り方をまとめるようお願いしています。各地域では、それに基づいて、昼夜別や異なる季節など様々なシーンを設定し、また、企業就業者等幅広い参加を促すなど、実践的な訓練を繰り返し実施するよう呼びかけています。</p> <p>地域の皆さんには、避難訓練を通じて、避難経路や避難標識の確認、避難の際の危険性の把握に努めていただき、より安全な避難方法を作り上げてもらいたいと考えています。</p>   |                      |
| ○県民それぞれが、ケガをした人への応急手当ができるよう訓練してはどうか   |             |                | <p>地震や津波による災害発生時、家族等に負傷者が出た場合、まずは家族・地域の皆さんが適切な応急手当を施していただくことが大事です。</p> <p>応急手当の方法について、市消防本部等で救急・救命講習等が実施されており、県としても、ホームページの「安全・安心のページ」において、出血がひどい場合の止血法、骨折の疑いがある場合などの措置方法についてお知らせしているところです。</p> <p>また、昨年11月に県北部の中津市、宇佐市、豊後高田市で実施した県総合防災訓練では、負傷者に対する応急手当の訓練を実施しました。</p> <p>こうした取組により、県民の皆さんに応急手当の方法を学んでいただく機会を提供してまいりたいと考えています。</p>   |                      |

【政策名】危機管理の強化

| 事業番号  | 事業名         | 担当所属名          | 事業の内容   |         |
|---|-------------|----------------|---|---------|
|   |             |                | 対象  | 意図      |
| 11  | 木造住宅耐震化促進事業 | 土木建築部<br>建築住宅課 | 昭和56年以前に建てられた<br>木造住宅   | 耐震化率の向上 |
| 県政モニターのご意見の概要   |             |                | 県の考え方及び予算等への反映状況  |         |
| <p>○広報の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PR紙の配布より、小さなコミュニティ単位で実際に被災した人の話を聞き議論した方が効果的だと思う。</li> <li>・事業の啓発活動が不十分であるため、防災活動と連携することも必要ではないか。</li> <li>・耐震リフォームアドバイザー等による減災効果の周知を実施してはどうか。</li> <li>・一般住民や小学生等の児童を対象とした相談会・学習会を実施して情報提供してはどうか。</li> <li>・HPやラジオ等を利用した県民への事業の周知を実施してはどうか。</li> <li>・耐震診断士や応急危険度判定士などの活用はできていない。県に登録された有資格者を有効に活用し、住民意識の向上を図るべきではないか。</li> <li>・大分県は直下型地震の危険性が高いため、耐震改修が重要であることを広報すべきではないか。</li> <li>・耐震化における改修のポイントなどを分かりやすく広報してほしい。</li> <li>・優良業者を選ぶ方法を知りたい。</li> </ul> |             |                | <p>住宅の耐震性向上の重要性や耐震化への取り組みについては、新聞やラジオのほか、自治会に対する説明会等により広報を行っているところですが。</p> <p>平成26年度は耐震・リフォームアドバイザーを個人の住宅に加え、リフォーム相談会等にも派遣を行うとともに、耐震改修のポイントなどを分かりやすく説明したリーフレットの作成を行うこととしており、講習会やリフォーム相談会や防災講演会等を通じ、今後一層の周知が図られるよう努めて参ります。</p> <p>さらに、県に登録している住まい守り隊などを活用した広報活動を行い、県民の防災意識の向上を図って参ります。</p>   |         |
| <p>○補助率等事業内容の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他県状況を勘案しながら見直しを検討してはどうか。</li> <li>・一律の補助ではなく、震度の高い地域の高齢者の所有住宅等に対しては割増を行う等の対策が必要ではないか。</li> <li>・県が市町村毎に耐震診断調査等を行い、全体計画を作るべきである。</li> <li>・特に必要な地域を決め、優先的に実施するべきではないか。</li> <li>・補助金の拡大をお願いしたい。</li> <li>・現状と課題の趣旨が分からない。</li> </ul>  |             |                | <p>平成7年の阪神・淡路大震災では亡くなられた方の約9割が建築物等の倒壊によるものであり、また、現在の耐震基準を満たさない昭和56年以前に建築された建築物に被害が集中していることから、建築物の耐震化を図ることが、防災・減災の観点から重要と考えております。</p> <p>このため、県では、耐震改修促進計画を策定し耐震化を進めるとともに、特に耐震化が遅れている木造住宅を対象に、耐震化に係る補助事業を実施しているところです。</p> <p>なお、本事業は県民の生命・財産を守ることを目的として実施していることから、地域や所有者等に関わらず県内全域の木造住宅を対象として実施しています。</p> <p>平成26年度は、住宅耐震化・リフォーム支援事業を創設し、これまでの木造住宅の耐震改修に対する補助率及び補助金限度額の引き上げを行うこととしています。</p> <p>また、他県状況等を踏まえ、耐震改修の補強設計費等についても新たに補助対象とするよう制度の拡充を図ることとしており、木造住宅の耐震化をより一層促進して参ります。</p> |         |

【政策名】知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業の振興

| 事業番号  | 事業名              | 担当所属名          | 事業の内容   |             |
|---|------------------|----------------|---|-------------|
|   |                  |                | 対象  | 意図          |
| 12  | 木造建築物等建設促進総合対策事業 | 農林水産部<br>林産振興室 | 公共建築物を整備する市町村、工務店等  | 地域材の需用拡大を図る |
| 県政モニターのご意見の概要   |                  |                | 県の考え方及び予算等への反映状況  |             |
| ○消費者などへの周知等について①<br>・大分方式乾燥材の存在や優れた性能、県産材を使用した場合、補助を受けられることをもっとアピールすべきではないか。<br>・アピールの際、耐震性に優れていることは強調できないか。        |                  |                | <p>・県では、平成24年度から「地域材活用住宅建設促進事業」により、住宅の梁桁等への高品質スギ乾燥材の利用促進に取り組んでいます。平成25年度は同事業とともに住宅関連事業の説明を県内4カ所で行ったほか、県ホームページを通じて制度の周知を行っているところです。</p> <p>・また、県の木材メーカーが県内外で行われる住宅関連展示会に参加し、一般消費者に対して県産材の優れた性能をPRしてきました。今後もホームページの充実など内容を工夫し、更なる理解の浸透に向けた活動に努めていきます。</p>   |             |
| ○消費者などへの周知等について②<br>・地域材を利用するよう、市町村や県内の工務店等に積極的にアピールする必要があるのではないかな。<br>・地域材の利用が進めば、里山の景観整備にも繋がるのではないかな。             |                  |                | <p>・平成23年2月に県では「大分県公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を策定し、これに準じた基本方針を県内全市町村でも作成しています。これにより、県、市町村ともに、公共建築物の木造化・内装木質化をはじめ、積極的に地域材利用拡大対策を講じているところです。</p> <p>また、平成25年度は工務店を対象に県内4カ所木造住宅建設に関する事業説明会を行い、地域材の利用拡大を呼びかけてきたところですが、今後もPRに努めていきます。</p>   |             |
| ○公共建築物への地域材の使用について<br>・公共建築物への地域材使用が増えているが、火事が発生した場合の対策はどう考えているのか。  |                  |                | <p>・県では、公共建築物への地域材使用を推進していますが、地域材の使用に際しては、防火対策等に充分配慮することとしています。</p> <p>また建築確認の際に消防法に基づく審査も行われており、火災発生時に人命の安全が図られるよう、避難経路の確保や延焼防止対策を考慮した防火構造としています。</p> <p>今後も利用者の安全に配慮し、公共建築物への地域材の使用を推進していきます。</p>   |             |
| ○木造建築物の耐震化について<br>・より多くの木材を耐震に利用するとともに、建築士などの指導も行うべきではないか。  |                  |                | <p>木造建築物の耐震化については、構造材として多くの木材の活用が見込まれることから、建築士等に対する講習会により、木造建築物の耐震化や補強方法等の周知を図っているところです。</p>  |             |
| ○効果的、経済的な林業のあり方について<br>・長期の視点に立って林業を考える時期に来ており、そのためには効果的、経済的な林業のあり方を検討すべきではないか。過去のようなやり方では林業は衰退してしまうので、真剣に考える必要がある。 |                  |                | <p>・県内の森林資源は、旺盛な木材需要を背景にした戦後の復興造林、それに続く高度経済成長期の拡大造林によりつくられてきました。現在、この人工林がようやく収穫期を迎えていますが、一部には不適地に造林され、生育不良の森林があることも事実です。</p> <p>県では、こうした森林を木材生産のみでなく多様な機能を発揮できるよう育成していくため、平成25年3月に「次世代の大分森林(もり)づくりビジョン」を策定しました。このビジョンでは、目指す森林の姿として、木材の効率的な生産を重視する「生産林」と水源かん養や土砂崩れ防止などの公益的機能を重視する「環境林」とに分け、それぞれの目的に応じた森林へ誘導することとしています。</p> <p>生産林は、林木の育成に適する森林を対象とし、将来にわたり木材の生産を効率的に実施するため、林道等を整備するとともに、高性能林業機械の導入を促進します。また、木材資源を持続的に確保するため、伐採跡地の再生林を進め公益的機能の早期回復を図っていきます。</p> <p>他方、「環境林」は、林業の生産に適さない地形や地質の尾根筋や急傾斜地等の公益的機能の発揮が期待される森林を対象とします。このような森林は、人工林の間伐等を徹底し、針広混交林や広葉樹等の多様な樹木等で構成された森林に誘導していきます。</p> |             |

【政策名】知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業の振興

| 事業番号  | 事業名            | 担当所属名             | 事業の内容  |          |
|---|----------------|-------------------|--|----------|
|   |                |                   | 対象   | 意図       |
| 13  | 農業担い手確保・育成対策事業 | 農林水産部 農山漁村・担い手支援課 | 新たに農業を志す者  | 就農の促進を図る |
| 県政モニターのご意見の概要   |                |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況   |          |
| <p>○新規就農希望者支援策について</p> <p>①新規に就農したくても住居が決まらないため就農できない者に対して、安価で住宅を購入できる仕組みを構築し、農業技術と合わせ、住宅や資金援助などの支援を充実させるべきではないか。</p> <p>②農地確保に関する支援を充実させるべきではないか。</p> <p>③機械購入費用が高いというネックがあるので、いくつかの農家をまとめて、必要な機械を貸し出すという仕組みを構築すべきでないか。</p> <p>④農産物（特に米類）の価格を、農業労働の対価に見合う価格に設定できないか。</p> |                |                   | <p>①②新規就農においては、「農地の取得又は賃借」、「農業生産技術の習得」、「農産物を販売して収益を得る（生活の確保）」の3点が重要な課題だと認識しています。</p> <p>県では、平成23年度より経験豊富な生産者を中心に、市町や農業委員会、農協等からなる「地域就農サポート会議」を設置し、栽培技術の指導はもとより農地や住宅の斡旋のほか経営指導等、定着を図るための支援を地域ぐるみで行っているところです。</p> <p>また、就農前後の資金確保については、24年度より開始された国の青年就農給付金（準備型・経営開始型）150万円/年の支給を活用しているところです。</p> <p>なお、住宅については市町村の移住支援部署と連携して取り組んでいます。</p> <p>③新規就農においては、農地の賃借等にかかる経費からはじまり、生産施設の整備、耕作等機械、農機具費などが必要になることから、本県では主要な設備投資に重点を置いて助成を行っているところです。</p> <p>また、農業機械の整備については、トラクターや運搬機械等の汎用性の高い機械を除いて、栽培に係る機械の多くが補助事業の対象となっています。</p> <p>なお、営農開始期には多くの費用がかかることから、中古機械や期間貸借の斡旋なども行っているところです。</p> <p>④新規就農者が生計を立ていくためには、農産物をして利益を確保することが必要です。</p> <p>県では、おおいブランドとして市場で高い評価を得ている、ピーマン、トマト、白ねぎ、にらなどの品目での就農を積極的に進めているところです。</p> <p>なお、稲作については、将来の国際化を視野に規模拡大、さらなるコストの低減を進めるとともに、消費者とのつながりを持った特色のある米づくりにより所得を向上する取り組みを進めていきます。</p> |          |
| <p>○新規就農者の受け入れについて</p> <p>・新規就農者を受け入れる側の体制（考え方）も変えていくことが必要ではないか。</p>  |                |                   | <p>・県では、平成23年度より「地域就農サポート会議」を設置して、「地域の農業者は地域で確保・育成する」をスローガンに取り組んでいるところです。</p> <p>24年度には221名(うち150名が自営就農)が新規新規就農し、25年度には県下5カ所に就農学校(地域就農研修施設)が整備される等地域ぐるみでの就農支援体制ができつつあります。</p> <p>今後は、引き続き就農学校を整備するとともに、受け入れ側の先進事例研修などにより体制の強化を図っていきます。</p>   |          |
| <p>○農業への企業参入者と個人就農者のリンクについて</p> <p>・農業への企業参入者と個人就農者をリンクさせれば、一層の就農促進が図られるのではないか。</p> <p>(リンクの例)</p> <p>・販売先の確保のアドバイス ・儲かる農産物の選定</p> <p>・希少性や付加価値のある農産物の選定 ・県外出身の就農者のアプローチ</p> <p>・Uターン就農者のアプローチ ・就農者と飲食店との融合（県内、県外）</p> <p>・就農者と加工品会社との融合（農産物を加工品会社への繋ぐシステムの支援）</p>        |                |                   | <p>・県の進める企業の農業参入の目的は地域農業の再生と強化であり、このため当初から参入企業による合理的経営ノウハウや共同出荷、技術提携、作業受委託など地域の既存個人農家や農業法人と連携している事例は多くあります。</p> <p>また、新規(雇用)就農者の受け入れと研修機能も果たしており、雇用(研修)後に分社化（のれんわけ等）により自営農業者の育成機能も果たしています。</p> <p>(リンクの例)</p> <p>・参入企業が柚子、大麦若葉、椎茸などを地域農家から有利集荷</p> <p>・参入企業が近隣農家に里芋やタケノコの生産を委託し購入、加工、販売</p> <p>・参入企業がブドウ農家や麦作農家に生産を委託し、購入、醸造、加工</p> <p>・高度な経営・技術で参入した企業が、近隣法人などにベビーリーフ生産ノウハウを伝授</p>  |          |

【政策名】知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業の振興

| 事業番号   | 事業名            | 担当所属名             | 事業の内容   |          |
|--|----------------|-------------------|---|----------|
|  |                |                   | 対象  | 意図       |
| 13   | 農業担い手確保・育成対策事業 | 農林水産部 農山漁村・担い手支援課 | 新たに農業を志す者   | 就農の促進を図る |
| 県政モニターのご意見の概要  |                |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況  |          |
| ○新規就農者と農業高校等との連携について<br>・新規就農者の栽培技術や経営技術の研修のため、農業高校等を活用すべきではないか。                                     |                |                   | ・農業技術の習得については、従来より先進農家のもとで行う「就農実践研修」に取り組んできましたが、平成22年度から農業大学校で職業訓練として「就農準備研修」を開設し、24年度から「通信講座」を開設するなど研修制度の充実を図ってきました。<br>さらに、25年度からは、おおいブランドとして消費者から好評を博している、こねぎやいちご、ブドウなどの品目の技術、経営ノウハウを1～2年間しっかりと学んでから就農へと移行できるよう、県下各地に「就農学校」を設置することにしています。                                    |          |
| ○就農支援金の償還免除について<br>・5年間就農すれば、就農支援金の償還を免除する仕組みを復活させるべきではないか。  |                |                   | ・平成24年度から、就農研修期間の最長2年間、また、営農開始期については最長5年間150万円/年を給付する国の青年就農給付金制度を活用して就農前後の生活費確保を支援しているところです。<br>なお、就農支援資金については、給付金制度の定着に伴い、26年度から国は制度（「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」）を廃止することとしています。  |          |
| ○新規就農者へのフォローアップについて<br>・新規就農者の確保も重要なことであるが、新規就農者が定着するような仕組み作りが必要ではないか。                               |                |                   | ・新規就農者に対しては、経験豊富な生産者を中心に、市町や農業委員会、農協等からなる「地域就農サポート会議」を設置し、栽培技術の指導はもとより農地や住宅の斡旋のほか経営指導等、定着を図るための支援を地域ぐるみで行っているところです。<br>農業は自然を相手とする産業ですから、思いがけない台風や日照不足など気象災害による減収リスクもあります。新規就農された方が地域に定着し、継続的な経営ができるよう、今後も引き続き関係者とともに指導・支援していきます。   |          |
| ○6次産業の拡大等について<br>・後継者が車で遠くまで通勤する会社勤務ではなく、後継者が自分の家（農家）で働けるようにするため、6次産業拡大の指導強化や眠っている資源の開発指導をするべきではないか。 |                |                   | ・農業経営で、2、3世代が生計を立てていくためには、まずは、経営規模の拡大、複合経営等による周年労働、年間収益が確保されることが重要であり。販売額1千2百万を超える農業経営体には多くの後継者が残っています。<br>また、地域資源を活用して利益を得る6次産業化の取り組みもその一つであるといえます。<br>県では、平成23年度から「農業ビジネススクール」を開講、規模拡大、販路拡大、6次産業化等に取り組む意欲ある農業者の育成に取り組んでいます。   |          |
| ○農業の魅力の発信などについて<br>・農業の魅力をアピールして、農業を志す若者を増やすことが必要ではないか。<br>・形の悪い農産物も市場に出回るような仕組み作りが必要ではないか。          |                |                   | ・従来は、農業後継者が家業を継ぐのが主流でしたが、現在では、農外からの参入者も多く、農業を職業として目指す若者が増加傾向にあります。<br>本年度は、新たに農業を始めたいと考えている方に対して、県内でのセミナー・相談会2回、現地視察6回を開催しました。来年度は、新たに県外でのセミナー・相談会を開催する等、農業への理解促進や就農相談等にあたることとしています。<br>なお、規格外農産物については、地元の直売所や直接販売等が主力となっており、包装資材費、運賃や市場手数料等の経費を勘案すると、現状の価格評価では市場流通するのは困難と考えます。 |          |
| ○攻めの農林水産業について<br>・T P P 参加により農林水産業は守りから攻めに転ずるべきであり、積極的に海外に展開する必要があるのではないか。                           |                |                   | ・県では、平成16年に設立したブランドおおい輸出促進協議会を主体に成長著しい東南アジアをターゲットに取り組んできました。平成25年「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本食材ニーズの高まりが予測されるため、県としても輸出ノウハウを有する民間企業を活用するとともに、新たに輸出に取り組む生産者、企業に対して支援していきます。  |          |

【政策名】知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業の振興

| 事業番号   | 事業名         | 担当所属名          | 対象   | 意図                   |
|--|-------------|----------------|--|----------------------|
| 14   | 地域養殖業振興対策事業 | 農林水産部<br>水産振興課 | 漁業者  | 地域の適正に応じた養殖対象種の振興を図る |
| 県政モニターのご意見の概要  |             |                | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                      |
| ○養殖業の振興について<br>・県内養殖業の振興には、将来を見据えた魚種の選定と種苗を安定供給できる体制作りが必要ではないか。            |             |                | <p>・東日本大震災の影響による全国的なカキ種苗不足への対応として、平成23～24年度に緊急的に県産人工種苗生産に取り組み県内へ供給してきました。しかし、天然種苗に比べ生産コストが高むので、25年度からは産地である宮城県からのカキ種苗の供給が再開されたことに伴い終了しました。</p> <p>なお、カキの種苗生産技術は確立されていることから、今後も必要に応じて生産できる体制にあります。</p> <p>また、養殖魚種については、これまで地元からの要望に基づき、地域の特性に見合ったものを選定しているところです。最近では高水温に強いヒラメ（H23～）、高品質ドジョウ（H24～）、ヒラマサ（H25～）などの生産技術開発に取り組んでおり、引き続き種苗の安定供給体制の整備を図っていきます。</p>   |                      |
| ○水産業の振興について①<br>・県内の水産業を振興させるため、養殖業者はもとより、漁業全体への支援を強化する必要があるのではないか。        |             |                | <p>・水産資源の減少や魚価の低迷、燃油・飼料価格の高騰などにより漁業経営が厳しくなっていることから、水産資源の管理強化などによる安定的な生産構造への転換を図っています。</p> <p>魚類養殖は、主にリアス式海岸を有する県南の海域特性を利用して行われていますが、養殖業は水産業生産高の半分以上を占める地域社会を支える重要な産業であるため、ブリ類などの主要な養殖業の振興（資金対策、経営改善等）に引き続き努めていきます。</p> <p>燃油対策では、あらかじめ国と漁業者が積立を行い、原油価格が補填基準を超えた場合に補填金が支払われる漁業経営セーフティネット構築事業の普及に引き続き努めていきます。</p> <p>また、水産物の消費量が減少する中、消費者が簡単に気軽に食べられる加工品の開発は今後ますます重要になってくると考えており、加工品開発による付加価値向上の取組も支援していきます。</p> |                      |
| ○水産業の振興について②<br>・県内の水産業を振興させるためには、消費者も必要な費用を分担するなど理解を求める必要があるのではないか。       |             |                | <p>・自然の漁業を活かす取組として、藻場造成、魚礁設置などの漁場整備や種苗放流、海岸・海底清掃等があります。このうち、漁場整備については事業費を国、県、市町村が公費（税金）で負担しているところです。</p>   |                      |
| ○適正な漁獲量について<br>・水産資源の減少により、漁業者の収入が減少していると考えられるので、魚を獲りすぎないように対策を講じるべきではないか。 |             |                | <p>・国の資源管理・収入安定対策事業を活用し、県漁協の支店毎に資源管理計画を策定して取り組んでいる他、放流種苗に対しては小型魚保護のための公的規制を定め、魚の保護に努めています。</p>   |                      |
| ○藻場の拡大について<br>・沿岸漁業を再生させるため、藻場の拡大に関する研究や事業を実施する必要があるのではないか。                |             |                | <p>・沿岸漁業にとって藻場は重要な役割を担っているため、本県においても、磯焼け対策を中心に藻場の研究に取り組んでおり、さらに、砂質海底へ自然石を設置する藻場造成事業も実施しているところです。</p>   |                      |

【政策名】活力を創造する商工業等の振興

| 事業番号  | 事業名       | 担当所属名             | 事業の内容   |         |
|---|-----------|-------------------|---|---------|
|   |           |                   | 対象  | 意図      |
| 15  | 県産品販路開拓事業 | 商工労働部 商業・サービス業振興課 | 県産品(加工食品等)  | 販路を拡大する |
| 県政モニターのご意見の概要   |           |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況  |         |
| <p>○品質の向上について</p> <p>・販路を拡大するためにはブランド化が必要であり、高い品質のものをタ<br/>イミングよく売り出すことが必要なのではないか。</p>  |           |                   | <p>ご指摘のとおり、販路開拓やブランド化を図る上で、商品の品質の<br/>向上は重要な課題です。県では、毎年1月の「大分県産品求評・<br/>商談会」の開催に際し、バイヤーに商品に対する評価を依頼すると<br/>ともに、生産現場の視察や指導もお願いしています。</p> <p>また、イオン九州などと共催する「大分県フェア」でも、事前に商談<br/>会を開催し、成約しなかった場合でも、商品の改善が図られるよう、<br/>バイヤーから直接指導を頂いています。</p> <p>今後も各販路開拓事業を通じ、商品の品質の向上を支援し、市<br/>場のニーズを踏まえた販売促進に努めます。</p>  |         |
| <p>○インターネット等の活用について</p> <p>・加工品や工芸品については、インターネットでのプロモーションを強化す<br/>べきではないか。</p> <p>・インターネットを利用し、サンプルを活用した企画等を行い、直接消費<br/>者評価を行うことなどの企画も有用ではないか。</p> <p>・県出身の芸能人を活用してはどうか。</p> <p>・雑誌や広告なども利用して若い世代にもPRした方がよいのではない<br/>か。</p> <p>・地域住民を巻き込むような意見交換の場を設けるなどクチコミを活用<br/>してはどうか。</p> |           |                   | <p>インターネットを活用した県産品のプロモーションは、販路開拓の柱<br/>の一つと位置付けています。県では、平成18年に県産品検索サイト<br/>「物産おおいだ」を開設し、各企業が随時更新を行うなど、鮮度の高<br/>い情報発信を行っています。現在約620社、3900点もの食品や工<br/>芸品が登録され、サイトを介し商談が行われています。また、「商品<br/>別のアクセスランキング」を設け、消費者の関心や評価が反映される<br/>ようにしています。このサイトはバイヤーからも高く評価されており、有益<br/>情報の適時発信や頻度の高い更新により、さらなる魅力度の向上を<br/>図りたいと考えています。</p> <p>また、全国誌などによる県産品のPRも高い効果が見込まれます。<br/>今年度、飲食店との取引に繋げるため、料理の専門誌「料理通信」<br/>を活用して、大分県産品や世界農業遺産の広報を行いました。昨<br/>年度は、女性誌で女優を案内人に佐伯や豊後大野の特集を行って<br/>います。</p> <p>県産品の販路開拓に当たっては、県民の方のご意見を参考に、皆<br/>さんとともに全国に情報発信をしていきたいと考えておりますので、ご協<br/>力をお願いいたします。</p> |         |
| <p>○商品の格付け並びに競争力の分析について</p> <p>・生産者と県が商品の格付け並びに競争力がどのレベルにあるか把握<br/>するべきではないか。</p>   |           |                   | <p>県では、「大分県産品求評・商談会」、「大分県フェア」の食品バイ<br/>ヤーや、首都圏の工芸品の専門家に県産品の評価、生産現場指<br/>導などを依頼したり、東京に設置している「坐来大分」のノウハウを活<br/>用して県内企業の新商品開発を支援したりするなど、全国に通用す<br/>る商品づくりに取り組んでいます。</p> <p>これらにより、県産調味料が「調味料選手権」で1位に輝き、また、<br/>銀座の百貨店で工芸品展が開催されるなどの成果も出ていますの<br/>で、引き続き、県産品が県外の厳しい評価を受ける機会を創出して<br/>いきたいと思っております。</p>  |         |

【政策名】活力を創造する商工業等の振興

| 事業番号  | 事業名       | 担当所属名             | 事業の内容   |         |
|---|-----------|-------------------|---|---------|
|   |           |                   | 対象  | 意図      |
| 15  | 県産品販路開拓事業 | 商工労働部 商業・サービス業振興課 | 県産品(加工食品等)  | 販路を拡大する |
| 県政モニターのご意見の概要   |           |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況  |         |
| <p>○関係機関等との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県がより積極的に民間と協力し、県産品を売り込みを強化する必要があるのではないか。</li> <li>・中堅スーパー、コンビニ、小売店と連携して商品をPRしてはどうか。</li> <li>・市町村との連携が必要ではないか。</li> <li>・生活提案雑誌の記者などへの案内も効果的ではないか。</li> <li>・県産食品・工芸品などについては、県内の百貨店の協力を得て、全国的に展開すると効果的ではないか。</li> </ul> |           |                   | <p>ご指摘のとおり、県産品の販路開拓は、官民一体となって実施していくことが望ましいと思われま。県では、昨年度から、毎年1月に開催する「求評・商談会」において、金融機関や経済団体等に協賛・協力をいただきながら、共に生産者の販路開拓を支援する体制づくりを強化しています。また、各市町村にも地元企業のサポートを依頼し、出展者が安心して商談に望む環境整備も行っています。</p> <p>これらにより、商談の成約による取引額は増加し、また、コンビニエンスストアとの連携により、県産素材を用いたオリジナル商品化も実現しています。</p> <p>さらに、県だけでなく、公益社団法人大分県物産協会等が、年を通じ全国で数十件の物産展を開催しており、県産品の認知度向上や消費拡大が進んでいます。</p> <p>なお、首都圏の販路開拓等の拠点として、銀座に「坐来大分」を設置していますが、ここでは大分のイメージアップを図る事業を展開しています。メディア関係者に県産品を紹介することで、これまで数多くのライフスタイル誌に県産品が掲載されています。</p>  |         |
| <p>○効果的な「坐来大分」の活用方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅のような一般市民が入りやすい店にし、県産品のPRに活用してはどうか。また、大分県出身者の憩いの場として活用してはどうか。</li> <li>・福岡県にアンテナショップを出せば県産品のPRになるのではないか。</li> <li>・販路拡大のため、アンテナショップやバイヤーとのマッチングのほかにもいろいろな知恵を出してもらいたい。</li> </ul>                                |           |                   | <p>○貴重なご意見をありがとうございます。坐来大分は高額で気軽に利用できないとの意見が寄せられることがありますが、平成18年の設立当時、東京までの物流コストや他県のアンテナショップの現況などを総合的に勘案した上で、大分の上質な食文化を伝えるレストラン型アンテナショップを導入し、食材やサービスの質に応じた価格設定を行ったという経緯があります。</p> <p>他県とは一線を画した取組は高い情報発信力を生み、これまでに、大分県に関する記事が約650件取り上げられ、本県の認知度の向上並びにイメージアップに大きく寄与しています。坐来を経営する(株)大分ブランドクリエイトの収支も安定したことから、今後は提供する食材や飲料、市町村イベントなどの一層の充実を図っていきたいと考えています。</p> <p>また、物産販売については、本年度から開始した民間の小売店との連携を拡大・強化して、大分県産品が都内のあちらこちらで買えるよう、消費者の利便性向上に努めていきます。貴殿の物販に関する詳細なご提案も参考にさせていただきます。</p> <p>○福岡県は距離的に近く、県内生産者の直接の商圏となっており、既に福岡県内の百貨店やスーパーでは多数の県産品が販売されています。このため、県の役割としてはアンテナショップを設置するのではなく、「各生産者の依頼に応じた販路拡大のサポートを行う」という整理をしています。同様の考えから、九州各県（沖縄県や市町村を除く）もアンテナショップは設置していません。</p> <p>○現在、アンテナショップやマッチング商談会のほか、県産品全体のイメージアップを図る事業、インターネットによる県産品の情報発信なども行い、国内外への販路開拓を行っています。引き続き、アンテナを高くして、他県を一步リードするような販路開拓に努めてまいります。</p> |         |

【政策名】活力を創造する商工業等の振興

| 事業番号   | 事業名       | 担当所属名             | 事業の内容  |         |
|--|-----------|-------------------|--|---------|
|  |           |                   | 対象   | 意図      |
| 15   | 県産品販路開拓事業 | 商工労働部 商業・サービス業振興課 | 県産品(加工食品等)   | 販路を拡大する |
| 県政モニターのご意見の概要  |           |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況   |         |
| ○県内における流通強化について<br>・県外での販路開拓を目指すのであれば、まず県内における流通を強化するべきである。  |           |                   | 大分県の食品は、一般に少量多品目と言われ、さらに希少なガザミなど入手が非常に困難なものも見受けられます。民間同士の取引については、なかなか県が指導できる立場にはありませんが、ご意見があったことは大分県漁業協同組合にお伝えしたいと思います。  |         |
| ○県産品を使ったイベントについて<br>・販路拡大のため県産品を使ったイベントを実施してはどうか。<br>・主婦層をターゲットに百貨店で催事を開催してはどうか。<br>・イベントを広報する場合、フリーペーパーを利用してはどうか。<br>・販路拡大のため県産品の商談会の回数を増やしてはどうか。 |           |                   | 県では、イオン九州、福岡のボンラパス、関西のイオンリテール等と共同で「大分フェア」を開催しています。公益社団法人大分県物産協会も全国の百貨店等とタイアップして、年を通じて数十件の物産展を実施するなど販路開拓に取り組んでいます。物産展では、出展者がしいたけやとり天の実演を行うなど、主婦層にも人気の様々な催事を行っています。<br>また、物産展の開催に先駆けて、メディアへの情報提供によるイベントの事前周知に努めています。ご提案のフリーペーパーなどへの案内も行ってきたいと思います。<br>商談会については、地元で開催する「求評・商談会」のほか、大阪や東京で行われる商談会への県内企業の出展をサポートするなど、商談機会の創出に努めてまいります。  |         |
| ○販売市場の開拓について<br>・JAがもっと販路開拓すべきではないか。   |           |                   | 県は、もうかる農業をめざして、マーケット起点の商品（もの）づくりによる農林水産物のブランド化を進めるとともに、市場でのシェア率向上と安定供給を図るため、農産物の県域流通を推進しています。また、県JAでは販路開拓・販売促進の重要性に鑑み、24年度に専門部署を設置して、商品知識に加えて生産状況や市況を把握し、有利な条件の商談を行うマーケットを2名配置しています。県JAマーケットは、県マーケットや流通専門家と連携して、積極的な販路開拓等に取り組み、さらに増員を検討中です。また、県は、26年度予算で県JAが取り組む出荷情報や販売実績の把握により、有利販売の推進・生産者への効果的な経営指導を進める情報管理システムの開発を支援するほか、加工原材料としての農産物の商談会を開催するなど、県JAと連携し、販路開拓・販売促進の取組を推進することとしています。 |         |
| ○販路開拓のための道路整備について<br>・生産者直売施設と生産者、消費者を結びつける道路を整備することが販路拡大に繋がるのではないか。   |           |                   | 生産現場や消費地から販売施設までの交通アクセス整備は、販売拡大に寄与するものと考えられます。その一方で、道路整備には多大な費用がかかるため、県産品の販路開拓だけでなく、県民の生活、福祉、防災など、さまざまな観点から総合的に判断して整備する必要があると考えます。   |         |

【政策名】活力を創造する商工業等の振興

| 事業番号  | 事業名           | 担当所属名             | 事業の内容   |                           |
|---|---------------|-------------------|---|---------------------------|
|   |               |                   | 対象  | 意図                        |
| 16  | 個性的商店街づくり推進事業 | 商工労働部 商業・サービス業振興課 | 商店街   | 住民ニーズや地域の特色を活かした個性的なものにする |
| 県政モニターのご意見の概要   |               |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況  |                           |
| <p>○商店街の活性化について①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間の余裕がない世の中になったため、個人商店には立ち寄りやすいようになり、その結果、商店街の衰退につながったと思う。</li> <li>・根本原因を考えて対策を立てなければシャッター通り問題は解決しない。</li> <li>・県が主導して商店街の活性化を図るのではなく、商店街からの事業提案を受けてから、県が検討し実施するようしてもらいたい。</li> <li>・客が行きたくなるようなイベント等を企画し、古い体質から脱皮して欲しい。</li> <li>・各市の連携会や優良事例の広報等、改善策を更に検討してほしい。</li> <li>・大分県独自の活性化策を考えるべきである。</li> <li>・婦人会や商工会などの協力も必要ではないか。</li> <li>・役所の間人だけでなく、検討集会を開くなどして住民の声を聞くべきである。</li> </ul> |               |                   | <p>消費者のライフスタイル等の変化により、商店街には品物売る場としてだけでなく、地域の交流の場としての役割等も求められています。そのため、商店街では様々な取組が行われており、県でも支援をしています。</p> <p>例えば、「個性的商店街づくり推進事業」は意欲ある商店街のイベント開催や情報発信等の取組を支援する事業です。25年度は竹田市の商店街の回遊性を高める竹ほたるや、佐伯市での家族で楽しめる街歩きイベント等の実施を支援しました。商店街のやる気ある取組を今後につなげていくために、地域資源等を生かした研究会の開催支援や実践的なアドバイザーを商店街に派遣する事業も行っています。また、国や各種団体から得た全国の商店街優良事例や各種支援情報などは、県からも引き続き情報提供を行っていきます。</p> <p>商店街活性化には他団体との連携や商店街の外からの意見を取り入れることも大切です。大分県内の各地域特性にあった柔軟な活性化を行うため、県では、一般や学生からアイデアを募集して商店街のにぎわい創出を目指す「街なかになぎわいプラン推進事業」を実施しています。25年度は高校生が臼杵市の商店街で県産品を販売するプランや、県内アーティストが別府市の商店街店舗内に作品を設置するプランなどの実施を支援しました。</p> |                           |
| <p>○商店街の活性化について②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、町に出かける人は、買い物だけではなく、癒しを求める人も多くなるので、公園の緑を増やしたり、交通マナーの協力を住民に求めてもいいのではないかと。</li> <li>・県民にとって魅力ある商店街づくりができるよう、行政が積極的に行動してほしい。</li> <li>・竹町商店街にある帆船については、商店街関連の助成金でできたものと思われるが、商店街が望んでできたものでないため、清掃をしていないという印象を受ける。何らかの対応はできないか。</li> <li>・別府の商店街に活気がない。せめてアーケードに電気をつけてほしい。</li> </ul>  |               |                   | <p>まちづくりや地域振興の観点も含めて商店街の役割を議論することは重要です。一部の市では中心市街地活性化協議会を設置し、様々な立場の方が一緒になってまちづくりを進めているところです。また、各商店街の設備面については、各商店街の目指すコンセプトや実情に沿った対応が必要となります。県としても、商店街からの申し出や実状をもとに、助言等支援を行っていきます。</p>   |                           |
| <p>○商店街の活性化について③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市の商店街の空き店舗の多さがとても気になる。家賃の補助などで若い人が出店できるようにすると若い人も集まると思う。長続きする方法を検討してほしい。</li> </ul>  |               |                   | <p>大分市の空き店舗対策としては株式会社大分まちなか倶楽部がまちなかにおける新規開業者へ空き店舗の紹介から事業計画の立案や有利な補助制度の活用まで、開業支援をトータル的にサポートしています。県としても、市町村等と連携し、次代を担う若者が活躍できる環境づくりを推進して参ります。</p>   |                           |
| <p>○商店街の活性化について④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場を無料にすべきだと思う。</li> </ul>   |               |                   | <p>商店街の利便性向上のためには、交通アクセスの改善を図ることも大切です。一部の商店街では共通駐車券の取組や無料駐車場の設置等も実施されていますが、今後も商店街の利便性を高める創意工夫ある取組を支援していきます。</p>   |                           |

【政策名】活力を創造する商工業等の振興

| 事業番号  | 事業名             | 担当所属名             | 事業の内容  |         |
|---|-----------------|-------------------|--|---------|
|   |                 |                   | 対象   | 意図      |
| 17  | 女性の再就職チャレンジ支援事業 | 商工労働部<br>雇用・人材育成課 | 出産等により離職した女性   | 就職を促進する |
| 県政モニターのご意見の概要   |                 |                   | 県の考え方及び予算等への反映状況   |         |
| <p>○制度の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練の内容をあまり限定せずに、いろいろな職種の訓練を受けられるようにしてもらいたい。</li> <li>・元の職場に復帰できる産休制度の運用促進や産休制度を採用しやすくするような補助制度の検討が必要ではないか。</li> <li>・受講している間に子どもを見てくれる人がいないという悩みを持っている人が多いと思うので、「託児所付き」などの工夫があればいいと思う。</li> <li>・資格に結びつくような職業訓練にしてほしい。</li> </ul>       |                 |                   | <p>県では、仕事と生活の両立環境を整備するため、仕事と家庭の両立をサポートする企業を、おおいた子育て応援団「仕事サポート企業」として認証しているほか、男性の子育て支援に取り組む企業をモデル企業に指定し、助成するなど支援しております。</p> <p>また、仕事との両立支援に有効な取組等について助言を行うため企業にアドバイザー派遣も実施しております。</p> <p>さらに、セミナー開催や事例集配布等を通じて、短時間勤務制度を含む育児休業制度の取得推進や、男性の意識改革を図り、仕事と家庭を両立させる企業の環境整備に努めています。</p>  |         |
| <p>○女性が活躍できる環境整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が活躍していける場を作るためには、まず男性たちの意識改革が先だと思う。</li> <li>・時間を分散させて短時間でも働ける環境作りを推進し、働きやすい職場作りための呼びかけを県でも行って欲しい。</li> <li>・母子家庭に限らず、女性が気軽に参加できる勉強の環境を整えてほしい。</li> <li>・女性の再就職支援については、その女性にあった再就職先を考え、再就職に対しての不安がなくなるようにしっかり支援して欲しい。</li> </ul> |                 |                   | <p>職業訓練については、民間教育訓練機関等への委託により、女性の再就職が期待できる分野の訓練を実施しています。今年度は「介護」や「医療事務」などに加え、コールセンタースタッフの養成を目指す「コンタクトセンター科」を新設するなど、求人・求職ニーズに沿った資格取得や技能習得を支援しています。</p> <p>訓練修了後は、取得した資格・技能を活かし早期に再就職できるよう受託機関において、再就職先の開拓や職業紹介及びハローワークと連携した再就職支援も実施しています。</p> <p>また、母子家庭の母等をはじめ、幅広く子育て中の女性が職業訓練を受講しやすいよう、保育料の一部助成や託児付き職業訓練の実施など、受講環境の整備を図っています。</p> |         |

【政策名】教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成

| 事業番号  | 事業名           | 担当所属名        | 事業の内容  |                       |
|---|---------------|--------------|--|-----------------------|
|   |               |              | 対象   | 意図                    |
| 18  | 小学生国際交流活動推進事業 | 教育庁<br>義務教育課 | 県内の公立小学校の児童  | 進んで他国の文化を理解し、互いを尊重しあう |
| 県政モニターのご意見の概要   |               |              | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                       |
| <p>○小学生の国際交流はとても大切なことだと思うが、国際交流の経験が社会人になったときに活かされていく、長期的視野にたった施策が必要だと思う。</p> <p>○実施状況を見ると、一過性のもが多い。A P Uなど外国人が多く学ぶ学校と連携するなど、定期的に英語が話せるような環境づくりに取り組んでもらいたい。</p> <p>○A P U等のおかげで県内の外国人留学生数は人口あたり日本で結構なことだと思う。小学生国際交流事業は大変喜ばしいが、これを中学生にまで拡大して欲しい。</p>  |               |              | <p>・小学生での国際交流の経験が、社会人になったときに活かされることは、大変重要であると考えています。そのためにも高校教育課や社会教育課等とも連携を図りながら、中学校・高校の授業だけでなく、課外活動等にもつながる取組を推進します。</p> <p>・26年度は、市町村教育委員会と連携を図りながら、児童と留学生が継続して交流を行えるよう、小学校と大学の協力体制づくりを支援し、交流機会を一過性のものに終わらせることなく、児童生徒が多く英語を使える場の提供に努めてまいります。</p> <p>・小学校での取組の成果を踏まえ、今後中学生まで拡大したコミュニケーション能力を高める取組の展開を考えてまいります。</p>   |                       |
| ○大学名はAPUのみ記載されているが、他の大学の協力についてはどうなのか。   |               |              | ・24年度、県内全ての大学に協力依頼しましたが、交流会に参加した留学生のほとんどがAPUの学生であったため、25年度は、APUのみに依頼をしました。しかし、26年度は多くの留学生に協力してもらえよう、全ての大学に対し依頼してまいります。   |                       |
| ○公民館での小学生対外国留学生との交流会の開催や公民館活動に留学生ボランティアが定期的に参加してくれる「組織作り」をしてはどうか。   |               |              | ・日頃の学校教育だけでなく社会教育活動の一環としての公民館活動について、社会教育課と連携した取組を行いたいと考えています。  |                       |
| ○実施校の実施活動内容の質が異なっているが、同一内容で実施しないと、共通の認識や理解の成果が図れないのではないか。   |               |              | ・実施活動の内容については、県としてモデル案を示しており、計画段階では、どの学校も、ほぼ同一の内容となっています。しかし、活動を実施するにあたり、各学校の実態や国際交流を取り入れた授業の流れ、実際の進捗によって、計画とのずれや質の異なりが出てきているようです。県としては、同一の成果が得られるよう、今後もモデル案を示しながら、共通の認識や理解のもとでの事業実施に努めてまいります。   |                       |
| ○年に一度、大分県主催で、県内在住の留学生に協力して頂き、小学6年生を対象にした「大分県小学生国際交流文化祭(仮)」を開催してはどうか。留学生とのパネルディスカッションや民族舞踊の鑑賞、参加する小学生の郷土芸能の発表等をするこも、交流の一つになると思う。また、企画・運営のスタッフは、各市町村持ち回りで、小学6年生と留学生が取り組むことで、交流の懸け橋に繋がると思う。  |               |              | ・児童と留学生が協力して何かをつくりあげたり、発表しあうという活動は、国際理解・国際交流の面からも大事であり、有意義なことと考えます。これまでも、課外活動の一環として、こども国際交流キャンプを実施し、留学生と一緒に国際交流について考えたり、話し合うなど、幅広い交流活動に取り組んでいます。このような取組を、全市町村に広げていくことで、県内の児童と留学生の交流の場がさらに増えるよう支援してまいります。   |                       |
| <p>○対象となる児童全員がこの事業に関われるよう早急に計画策定をして欲しい。</p> <p>○実施校の拡大のため、小学校だけでなく、留学生が所属する大学・団体などへの働きかけ（利点の説明）も必要。例えば、留学生にとって方言なども含めた日本語学習を必要としている場合が多く、その実践の場として授業の一環に小学生との交流事業を取り入れてもらう。</p> <p>○募集枠の拡大とともに、保護者への周知が必要ではないか。</p> <p>○外国人との接触はますます増え、語学は必須となるのだから、留学生の多い環境を最大限に活かし、児童に勉学のチャンスをどんどん与えるべきである。</p> |               |              | <p>・一人でも多くの児童が、国際交流の機会をもてるよう、全小学校へ事業案内や実践事例集の配布等を行っています。また、全ての児童に国際交流の機会を提供できるように、26年度は、市町村の担当者を対象に、説明会も開催する予定です。</p> <p>・APUなどの大学は、児童との国際交流が留学生にとっても有益なものとして理解協力してくれていることから、今後もさらなる大学との協力体制のもと、実施校の拡大に努めてまいります。</p> <p>・国際交流活動の様子をまとめた実践事例集を作成し、全小学校へ配布するなど、広報・啓発に努めてまいります。</p> <p>・一人でも多くの児童が国際交流をする機会が得られるよう、市町村教育委員会や学校への働きかけを積極的に行うとともに、外国人とコミュニケーションをとることができる国際人材としての基盤を養うことができるような活動も、併せて推進します。</p> |                       |
| ○小学校の国際交流事業もよいだろうが、逼迫している全体の予算を考えると、もっと全体のバランスを考えて、最重要事項の選択肢を鑑みて、予算計上すべきだと思う。   |               |              | ・小学校の国際交流活動は、将来を担う人材育成という観点から、重要であると考えます。しかし、事業を実施するにあたり、大学などの連携や留学生の活用等、国際交流活動の実施方法について、より効率的かつ効果的な取組が出来るよう、努めてまいります。   |                       |

【政策名】教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成

| 事業番号  | 事業名           | 担当所属名        | 事業の内容  |                       |
|---|---------------|--------------|--|-----------------------|
|   |               |              | 対象   | 意図                    |
| 18  | 小学生国際交流活動推進事業 | 教育庁<br>義務教育課 | 県内の公立小学校の児童  | 進んで他国の文化を理解し、互いを尊重しあう |
| 県政モニターのご意見の概要   |               |              | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                       |
| <p>○市町村によっては留学生との接点にバラツキがあるので、まずは接点がほとんどない地区を優先させてはどうか。</p> <p>○留学生が多いAPUと協力して国際交流の少ない市町村の小学校に留学生を派遣して特別授業を行ってはどうか。</p> <p>○県内の公立小学校の児童で市町村によっては留学生の接点がないことにより、国際交流活動に全く取り組めてないようだが、大学と小学校が連携をとりながら交流できる場を設けて欲しいと思う。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の社会見学で留学生が在籍する短大や大学を訪問し、交流するきっかけを作る</li> <li>・子どもたちが留学生に手紙などを書いて留学生を招き、授業時間、夏休みなど活用して話を聞いたり遊んだりする</li> <li>・定期的な交流イベントの開催</li> </ul> |               |              | <p>・この事業については、県内全ての小学校にお知らせしており、国際交流の成果をまとめた実践事例集も各小学校に配布しています。国際交流活動の実績が少ない市町村については、市町村教育委員会へ働きかけを行い、全ての児童が等しく留学生との交流の機会をもてるよう努めてまいります。</p> <p>・APUがある利点を最大限活用するためにも、この事業では「留学生等との交流会」をとおして、小学校に留学生を派遣し、校内で国際交流ができる取組を行っております。この取組が広く活用されるよう、引き続き市町村教育委員会への働きかけを行ってまいります。</p> <p>・県内の小学生が等しく国際交流の機会をもつことはとても重要だと考えております。この事業では、「APUへの1日留学」「留学生等との交流会」をはじめ、小学生と留学生が交流できる取組を実施しております。国際交流活動が少ない市町村については、教育委員会や学校に対して働きかけてまいります。</p> |                       |
| <p>○国際交流は利害関係のためではなく、留学生の善意もあると思うので、予算を減らすか、ボランティアですべきである。予算のかからない事業計画にすべきだと思う。</p> <p>○地域では、ライオンズクラブやロータリークラブなど民間での外国人留学生の受入れ活動がある。その留学生を各市町村教育委員会として学校での受入れを行い、交流会などを企画・参画する等によっても、活動経費の軽減・削減が図れると思う。</p>   |               |              | <p>・地域や学校が連携し、全ての小学校で児童が国際交流の機会をもつことができるように、各市町村や学校にあった取組について支援してまいります。</p> <p>・事業を実施するにあたり、大学などの連携や留学生の活用等、国際交流活動の実施方法について、より効率的かつ効果的な取組が出来るよう、努めてまいります。</p> <p>・市町村教育委員会が主体となって国際交流活動を進めるよう、地域団体との協力体制づくり等の推進にも努めてまいります。</p>   |                       |
| <p>○夏休み等を利用して、大分県から海外の学校へ行っている日本人高校生、留学生等の懇親会を開催し、今何を必要としているかを積極的にもとめたいものである。</p>   |               |              | <p>・学校教育における国際交流活動については、今後より充実させていく必要があると考えます。そのひとつに、海外からの留学生との交流のみならず、海外に留学している日本人学生等から学ぶ機会ももてるよう、活動内容の充実に努めてまいります。</p>   |                       |
| <p>○小学生の国際交流活動は本県の将来を担う人材育成に大切である。特にAPUは留学生の数が多く、数回の訪問や学食で交わることで異文化に慣れてくる。大学への訪問回数を多くして、小学生が自分で自由に行動できるようにすべきである。</p>   |               |              | <p>・この事業の「APUへの1日留学」では、キャンパス探検、カフェテリアでの昼食、留学生との交流やインタビュー活動などを行い、児童にとって異文化を体験するよい機会になっていると考えます。今後もこのような活動を積極的に活用するとともに、学校独自でも大学訪問の機会を多くもてるよう、市町村教育委員会や学校への働きかけに努めてまいります。</p>  |                       |
| <p>○10月に開催される車いすマラソン外国人選手との交流会やボランティア活動を学生の頃から取り組むことで、福祉面や障害やスポーツに興味を深め、他国との交流が拡大することを願っている。現在の交流が行われているがまだまだ推進されていない。</p>  |               |              | <p>・この事業の「国際車いすマラソン外国人選手との交流会」では、国際交流という体験活動だけではなく、障害者スポーツを通して、いろいろなことに挑戦することの大切さを、児童が体感できる貴重な時間だと考えます。今後も、より多くの児童が交流できる取組を推進します。</p>  |                       |
| <p>○国際交流は普段の生活でなかなか経験することができないので、この事業はもっと拡大すべきである。募集枠の拡大とともに、保護者への周知が必要ではないか。新聞やテレビ、多くのメディアを使い、周知すべきである。1回の活動で多くの人数が参加できるイベントの開催も提案すべきである。県内各地のお祭りやイベントにこの事業を介入させ、当日参加もできるような交流を考えていくべきである。</p>   |               |              | <p>・留学生等との体験活動を通して、コミュニケーション能力を養う一助になると考えます。今後も、一人でも多くの児童が、国際交流の機会をもてるよう、全小学校へ事業案内や実践事例集の配布等を中心に、積極的に広報活動も行なってまいります。また、学校だけでなく市町村教育委員会とも連携を図り、児童にとってよりよい国際交流活動ができるよう体制整備についても取り組んでまいります。</p>   |                       |

【政策名】教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成

| 事業番号  | 事業名           | 担当所属名        | 事業の内容   |                       |
|---|---------------|--------------|---|-----------------------|
|   |               |              | 対象  | 意図                    |
| 18  | 小学生国際交流活動推進事業 | 教育庁<br>義務教育課 | 県内の公立小学校の児童   | 進んで他国の文化を理解し、互いを尊重しあう |
| 県政モニターのご意見の概要   |               |              | 県の考え方及び予算等への反映状況  |                       |
| ○小学生の国際交流は教育上も重要なことである。県としては「台湾」を対象に交流を図ることを提案する。距離的にも、また国民性から見ても「台湾」を考えることが適当と考える。   |               |              | ・この事業は、外国の文化やものの考え方等を体験的に学習していくものであり、英語圏だけでなく台湾からの留学生も多く在籍するAPU等の大学を活用して、今後もアジアの様々な国々についても理解を深めることに努めてまいります。  |                       |
| ○他国の文化を理解することは大事であるが、小学生には自国の文化の素晴らしさ、偉人、伝統、正しい日本語を他国の人に説明できるくらい理解させる方が先決である。その上で、外国人と交流させるべきである。外人と交流し、英語を話せれば、国際化ではない自国民としての文化に誇りを持つ人間を作ることが本当の国際化の一步である。 |               |              | ・他国への理解と同時に、自国への理解を深めることはとても重要だと考えます。この事業でも、留学生と国際交流活動を行う際、自国や地域の文化等について留学生に紹介する活動を取り入れる学校も増えてきています。今後も自国のことを理解した上で、留学生と交流できるよう努めてまいります。<br>また県としまして、日本人・大分県民としてのアイデンティティを育てる取組も併せて推進します。 |                       |

【政策名】教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成

| 事業番号  | 事業名        | 担当所属名        | 事業の内容   |               |
|---|------------|--------------|---|---------------|
|   |            |              | 対象  | 意図            |
| 19  | 学校防災教育推進事業 | 教育庁<br>体育保健課 | 市町村立・県立学校の児童・生徒   | 災害時に主体的に行動できる |
| 県政モニターのご意見の概要   |            |              | 県の考え方及び予算等への反映状況  |               |
| <p>○この先、何十年と継続した防災教育が行われていくことが大切である。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波想定訓練の定期的な実施</li> <li>・県で小中学校や高校のそれぞれに対応した災害映像などを入れた防災ビデオの作成とその映像を使った年に1度以上の防災授業</li> <li>・先生・生徒が有事の際は、自らが行動できるような外部講師による研修・訓練</li> </ul>  |            |              | <p>・県では、実践的な防災教育を推進するため、防災教育モデル校を指定し、防災教育アドバイザーの指導のもと、避難訓練や避難所模擬体験など、学校の立地環境等地域の実情に応じた防災教育についての研究や実践を行っています。</p> <p>その成果を実践事例集として県下に普及することで、継続した防災教育を推進していきます。</p>  |               |
| <p>○各自治会（市町村）において防災訓練等の訓練が計画されているが、それらへの参画に教職員が多くないと伺っている。教職員の生活居住地での地域活動への参画を積極的に行うことで自主的に自己研鑽が多少なりとも可能であると考え。</p>   |            |              | <p>・教職員が居住地での防災活動に参画するためにも、教職員の防災に対する意識を高めることが必要であると考えます。</p> <p>県では、職員が災害発生時に、児童生徒等の安全確保に必要な知識や行動力を身につけ、学校での効果的な防災教育を推進するため、各学校の防災担当者等を対象とした研修会を継続して開催してまいります。</p>   |               |
| <p>○モデル校を指定して行っているようであるが、25年度においては県内全校に広げていただきたい。</p> <p>○地域に応じた防災計画・防災マニュアルとあるが、市町村単位のマニュアルではなく個々の学校に応じた計画・マニュアルの作成とその計画等の外部機関での検証</p>   |            |              | <p>・24年度に小学校2校、中学校1校、25年度は、中学校2校をモデル校に指定し防災教育を推進しました。モデル校での実践を公開研究会で発表するとともに、実践事例集にまとめて公表し、県下全ての学校に広めます。</p> <p>・防災マニュアルは、県内全ての公立学校で作成しており、研修会でマニュアルの見直しを行うなど、実効性のあるマニュアルにしていこう努めています。</p> <p>26年度は、防災計画等の見直しについて指導助言を希望をする学校へ外部の有識者である防災アドバイザーを派遣する事業も考えております。</p> |               |
| <p>○児童生徒を災害から守る対策は校内のみならず、登下校時も視野に入れ、地域の人たちとの連携が必要である。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の安全確認、通学路沿いの集落にある避難所の認識</li> <li>・それぞれの地区には防災組織があり、防災計画を持っている。その計画の中に通学中の児童生徒を守るための計画を取り入れてもらう。</li> <li>・発災時は近くの住民は学校に駆けつけサポートに当たる等、協力体制の確立が重要になる。</li> <li>・児童生徒と住民が一緒になって防災意識を高める運動会の競技等を実施し、広くアピールする。</li> </ul> |            |              | <p>・児童生徒を災害から守るためには、地域住民との連携が不可欠であると考えます。</p> <p>防災教育モデル校では、保護者、地域、関係機関等をメンバーとする実践委員会を開催して地域と連携しながら防災教育を推進しています。</p> <p>モデル校で行った取組などを実践事例集に掲載することで、県下の全学校においても地域との連携を推進してまいります。</p>   |               |
| <p>○県教育委員会、県を主体とした防災教育はある程度まで徹底していると思うが、特に地域、学校、県民（市民）の三位一体を軸とした災害時における防災教育が大切である。地区の掲示板や放送を通じて、緊急時の地震速報、避難訓練を徹底すべきである。防災の日は9月1日だが、ポスターやチラシなどで「防災」を呼びかけて、実際に市役所の職員が主体的に指導する（避難訓練）ことも大きな課題である。</p>   |            |              |   |               |

【政策名】教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成

| 事業番号   | 事業名             | 担当所属名        | 事業の内容  |                 |
|--|-----------------|--------------|--|-----------------|
|  |                 |              | 対象   | 意図              |
| 20   | おおいた子ども読書活動推進事業 | 教育庁<br>社会教育課 | 保護者、教職員、読み聞かせグループ等   | 子どもの読書活動を推進している |
| 県政モニターのご意見の概要  |                 |              | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                 |
| <p>○事業の存在を知らなかった。読書に関しては学校や地域で様々な取り組みがされているが、その方たちにこのフォーラムや講座についての周知がされていないと思う。周知の方法が課題であるとする。</p> <p>○また図書そのものを見直す専門職が少ないと思う。科学や地理など現在の認識と異なる古い蔵書は処分すべき。</p>  |                 |              | <p>・子どもの読書活動推進の取組については、図書館、学校等に加えて約300の読書ボランティア団体にもお知らせしているところ。県民にも広く知っていただくことが必要ですので、ホームページやマスコミへの情報提供を適時適切に行ってまいります。</p> <p>・適切な蔵書を維持するため市町村立図書館において専門職員である司書等が必要数確保できるよう市町村教育委員会に働きかけてまいります。</p>  |                 |
| <p>○小学校で読み聞かせ活動をした経験がありますが、ほとんどがボランティアで行われていて保護者の負担が大きいと感じた。読み聞かせは子供の読書推進のために重要な活動だと思う。ボランティア活動に頼るだけでなく、図書館職員の活用等の方法も考えてもらいたい。</p>   |                 |              | <p>・県では、小学校への学校司書配置の促進のため、学校図書館にアドバイザーを派遣し、学校における子どもの読書環境の充実に努めています。同時に、保護者だけでなく地域の人材を活用した学校図書館ボランティアの活動を支援しています。</p> <p>市町村立図書館が学校における子どもの読書活動を支援する必要性は高まっており、今後は図書館職員の児童向けサービスに関する資質の向上を目指した研修の充実に取り組んでまいります。</p>  |                 |
| <p>○子供が読書をするか否かは、環境作り（特に家庭もしくは地域学習の充実）が、一番の近道と思う。学校以外のオフの時間に、親や地域の大人と触れ合う中で、物事に興味を持ち、自分で調べる事から読書は始まるのではないだろうか。コミュニティスクールの推進が一番の近道かと思う。</p> <p>○身も心もやすらぐ母親とのスキンシップの中で幼児の時、絵本に触れ育った子どもは、小学生時代にも読書に興味を示し、自主的な学習意欲もあり、主体的（前向き）な学習態度をもつ子どもに育っていく。いかに幼児期の読み聞かせが重要であるかわかる。母親にはかなわない、母親の指導が一番、家庭の中でその基礎が培われる、家庭・地域・学校との連携への支援活動が必要、具体化・実践化しやすいものを期待している。</p> |                 |              | <p>・「協育」ネットワークを中心とした、地域による学校支援活動や放課後等における学び支援が行われており、この中においても読書の取組が一層推進されるよう、働きかけてまいります。</p> <p>・乳幼児期からの家庭における読書習慣の形成は重要であると考えています。そのため、県立図書館では、幼児や小学生向けのおはなし会に加えて、「赤ちゃんのためのおはなし会」を実施し、市町村立図書館等への普及に取り組んでいます。また、子ども読書のボランティアリーダーを養成し、各地域での読み聞かせ活動等の活性化を支援しています。今後も家庭・地域・学校が相互に連携・協力した子どもの読書活動を推進してまいります。</p>                 |                 |
| <p>○県立図書館は立派だがその他の地域の図書館は貧弱な気がする。地域格差のないよう図書館の充実を望む。</p>   |                 |              | <p>・県立図書館では、</p> <p>①公立図書館等職員の資質向上並びにサービスの向上を目的とした年間6回程度の研修会、要請のあった図書館に出向司書派遣等</p> <p>②公立図書館等の読書活動の充実を支援するため、協力貸出・団体貸出サービスの実施により、各図書館に県立図書館の資料を貸出</p> <p>③市町村立図書館での調べ学習の取組を促進するため、25年度から県立図書館の休館日に小中学校・高等学校の児童・生徒を対象に、館内で調べ学習を体験するスクールサービスデーを実施するなど、各学校の図書館活用教育を推進しています。</p> <p>今後も公立図書館等の充実を図るため、このような支援・取組に一層努めてまいります。</p> |                 |
| <p>○大分県でもこの事業を推進することはすばらしいことである。しかし、図書館司書がいるかないかで、その効果は10倍の差がある。事業推進のために、あわせて司書教諭の配置に全力を傾けて頂きたい。</p>   |                 |              | <p>・子どもの読書活動の推進において、それに関わる人材は大変重要であると考えています。公立図書館における司書の資質向上へ向けた研修の充実、また学校図書館における学校司書の配置および司書教諭を中心とした図書館活用教育の重要性について普及啓発に取り組んでまいります。</p>   |                 |

【政策名】教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成

| 事業番号   | 事業名             | 担当所属名        | 事業の内容  |                 |
|--|-----------------|--------------|--|-----------------|
|  |                 |              | 対象   | 意図              |
| 20   | おおいた子ども読書活動推進事業 | 教育庁<br>社会教育課 | 保護者、教職員、読み聞かせグループ等   | 子どもの読書活動を推進している |
| 県政モニターのご意見の概要  |                 |              | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                 |
| ○読み聞かせは、子どもたちにまず母国語をしっかりと理解するための取り組みという位置づけだと想う。人を育てるということで重要な意味合いがある。それをリアガードする上で、年配者が中心になるが、男性の活動も求められる。   |                 |              | ・読み聞かせ等の活動に、保護者だけでなく地域の人材が参加することは、家庭・地域・学校が連携・協力した子どもの読書活動を推進するために大変重要であると考えております。<br>研修機会の提供等を通してボランティア活動の支援に一層努めてまいります。  |                 |
| ○先生の一言一言が児童への強い影響力を持っているので、あらゆる機会に先生が本の話をして、読書の大切さを教え、読書に興味を抱かせる必要がある。そのためにはまず先生を本好きにすることが大切である。   |                 |              | ・教職員、保護者等を対象とした、子どもの読書活動を啓発する講演会や、司書教諭や学校司書を対象とした研修会を計画しています。これらの取組を通して、子どもの読書活動の重要性や大人がともに読むことの重要性についての理解促進に努めてまいります。   |                 |
| ○県立図書館は1階をもっと活用できるようにすると思う。小さい子どもたちが読み聞かせできるスペースを設けるなど。雑誌の種類も豊富で良い。ホルトホールができたので、県図書ならではの特色を出すことが大切だと思う。  |                 |              | ・県立図書館では、2階こども室内に乳幼児向けの本を揃えた小さい子どもたちが利用できるマットコーナーやおはなしの部屋を設けており、職員やボランティアの方による読み聞かせやおはなし会を定期的に行っています。<br>1階の活用については、テレビ視聴スペース、県立緑丘高校生の絵画展示や県立図書館の企画展示等を行っていますが、音が響きやすいなど構造上の特徴があるため、小さい子どもたちの利用は難しいと思われます。<br>特色ある施設の有効活用について今後も検討を行ってまいります。   |                 |
| ○子どもに本への関心、興味を引き出してあげられるように以下の取組を行ってほしい。<br>【例】<br>・学校図書館や市民図書館などを利用しやすい場所に改良する<br>・全ての学年でその学年やどの教科にも応じた図書館での調べ学習の機会の創造<br>・中学生図書部による幼稚園児たちへの読み聞かせ<br>・中3の図書部員が中1の教室へお気に入りの本をすすめる取り組み<br>・朝学習、放課後の時間を利用して読書習慣を身につけさせる教職員の意識改革<br>・校内に生徒会を通じて読書委員会を設けて、読書の重要性を指導する<br>・図書館がどのように成り立っているか、図書館でしていることを知るために学校と図書館が連携した社会見学<br>・図書館が学校にお勧めの本を紹介し、課題図書として子どもたちに読んで欲しい |                 |              | ・県では、小学校へ学校図書館アドバイザーを派遣し、学校図書館の活性化や図書館を活用した教育の充実に努めています。<br>また、子ども読書活動コンクールを実施し、優れた取組を行っている学校、図書館等を表彰するとともに、受賞校等が実践する優秀な事例を広く紹介します。県立図書館においては、乳幼児から高校生まで年齢別・テーマ別のブックリストを作成し、市町村立図書館や学校へ配布し、子どもへの良書の紹介を行っています。今後もこれらの取組を通し、子どものための学校図書館や市町村立図書館等の充実に努めるとともに、子どもの読書活動がより活発に行われるよう努めます。 |                 |

【政策名】情報通信基盤の整備とIT化の推進

| 事業番号  | 事業名         | 担当所属名          | 事業の内容   |                        |
|---|-------------|----------------|---|------------------------|
|   |             |                | 対象  | 意図                     |
| 21  | めじろん放送局推進事業 | 企画振興部<br>広報広聴課 | 県民及び県外者   | 大分県の魅力や県政情報を<br>知ってもらう |
| 県政モニターのご意見の概要   |             |                | 県の考え方及び予算等への反映状況  |                        |
| ○県民への情報発信方法の多様化について<br>①Youtubeを活用するなどこれまでとは違った新たな方法で効果的に取り組む必要があるのではないか。<br>②中・高校生を対象に以前行われていた「映写会」を各地域で実施すれば、人材開発にもつながるし、効果的に県の魅力を発信できるのではないか。<br>③テレビ（スポット広告）をもっと活用すべきではないか。<br>④「おんせん県おおいた」を目玉として、新聞をもっと活用すべきではないか。 |             |                | メディアが多様化し、動画サイトを視聴する人が増加する中、時代に応じた広報活動を行うため、平成21年9月に「大分県公式動画サイトめじろん放送局」を開局しました。ビデオボランティアが撮影・編集を行い、大分の多彩な魅力を発信する1ch「見ちよくれ、おおいた」ではYoutubeを活用し広く動画を配信しています。インターネットの普及により好きな時間に好きな場所でご覧になることができます。昨年からはスマートフォンにも対応しています。また県政番組「ほっとはーとOITA」でめじろん放送局のお知らせを行いました。おんせん県おおいたのCMを作成したことがテレビや新聞に取り上げられたことにより多くの県民の皆様へ反響をいただきました。 |                        |
| ○「めじろん放送局」の周知について<br>・「めじろん放送局」の存在自体が知られていないので、県民に認知してもらえよう取り組む必要があるのではないか。   |             |                | 県庁HPのトップページでの表示を始めたほか、県政番組でのお知らせや、パンフレットの配布等により周知を図っておりますが、さらに効果的な周知を図ってまいります。  |                        |
| ○「温泉」のさらなる活用について<br>・大分県の観光窓口である大分空港に、大分県の観光資源である「温泉（足湯）」を設置すれば、大分県の魅力発信の大きな広告塔として活用できるのではないか。  |             |                | ビデオボランティアが観光地や自然などを撮影・編集して大分の魅力を発信する「1ch見ちよくれ、おおいた！」には温泉を紹介する動画もあります。温泉に関する動画を更に増やし「おんせん県おおいた」の魅力を発信していきます。<br>空港の足湯については、費用対効果や施設管理の観点から常設は困難ですが、イベント時の設置などについて、関係機関とも協議してみたいと考えています。  |                        |
| ○地域資源の活用について<br>・大分県の魅力発信に「風連鍾乳洞」などの地域の資源をもっと活用すべきでないか。   |             |                | ビデオボランティアが観光地や自然などを撮影・編集して大分の魅力を発信する「1ch見ちよくれ！おおいた」では大分がもっている様々な地域資源の魅力を視聴者に伝えています。<br>観光施設や地域観光協会などに対して積極的な取組を促すとともに、旅行会社やマスコミ等に向けておんせん県おおいたの魅力をアピールしていきます。  |                        |
| ○「めじろん」について<br>・「めじろん」のはちまきの色は白だけでなく、赤や青などカラフルにできないか。   |             |                | 「めじろん」は、平成20年に開催された大分国体のマスコットキャラクターを公募し、応募作品の中から採用されたものです。デザイン制作者の意向もあり、はちまきの色は白色に限定していますので、ご了承ください。  |                        |
| ○県外向け広報の推進について<br>・大分県は県外向け広報を積極的に推進しているが、阪神、京阪方面への広報を一層推進すべきでないか。  |             |                | 東京や関西圏の大分県人会でパンフレットを配布するなど「めじろん放送局」の周知を引き続き図ってまいります。  |                        |
| ○「めじろん」の活用について<br>・県政情報の発信に「めじろん」をもっと活用すべきではないか。  |             |                | Webや広報誌、各種パンフレットなど、各種媒体でめじろんを活用しており、今後も引き続き活用していきます。また、おんせん県おおいたなど県外で開催する大分県のPRイベントでも、めじろんを活用しています。   |                        |

【政策名】分権時代への対応

| 事業番号   | 事業名         | 担当所属名         | 事業の内容  |                           |
|--|-------------|---------------|--|---------------------------|
|  |             |               | 対象   | 意図                        |
| 22   | 市町村行政基盤拡充事業 | 総務部<br>市町村振興課 | 市町村  | 自主性、自立性が確立し、住民サービスが向上している |
| 県政モニターのご意見の概要  |             |               | 県の考え方及び予算等への反映状況   |                           |
| <p>○「成果指標」における目標値について、前年度の目標値と実績値との差（未達成部分）を当該年度の目標値とするのが普通の考えだ。全市町村にすべての事務移譲が完遂するまで目標値は変わらないということか。</p> <p>○どんな事務移譲がこの市町村において難色を示しているか。</p> <p>○事務移譲に伴い事務経費の措置だけではなく人的リソースの確保も必要だ。それがどのように考慮されているか。</p> |             |               | <p>○「成果指標」の目標値は、事務処理の特例条例に規定された移譲対象事務に移譲先市町村を乗じた合計数を表し、毎年度その目標値の達成を目指し取組を行っていることから、数値は固定となっています。</p> <p>○現在、移譲に向け市町村と協議を継続している事務及び事務別の協議継続中の市町村数は、旅券法1（大分市）、屋外広告物法及び大分県屋外広告物条例12（大分市、日田市、津久見市、豊後高田市、由布市、姫島村を除く市町）、農地法12（別府市、津久見市、豊後高田市、豊後大野市、国東、姫島村を除く市町）、浄化槽法10（大分市、日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、姫島村を除く市町）となっています。</p> <p>○移譲に際しては、専門知識・技術の習得のための研修、事務処理マニュアルの配布などにより、市町村職員が円滑に事務を処理することができるように取組んでいます。</p> |                           |
| <p>○地域に権限を移譲することは良いと思うが、県としても移譲事務の監査、苦情処理係の設置または情報公開が求められる。</p> <p>○県庁に出向かなくてもよい事務関係については、もう少し市町村に任せてもよいと思うが、公務員は、県民や市民の奉仕者であることを自覚しなければ、移譲してもその価値が失われるおそれがある。</p>                                       |             |               | <p>○権限移譲した後も、県担当課は市町村において円滑な事務処理が行われるよう、市町村担当課と密に連絡を取り、課題やトラブルなどには共同で対処しています。</p> <p>○住民の利便性向上のため、住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体である市町村で行われることが適切であるという考え方に基つき権限移譲を進めていますので、今後もそうした観点から県所管事務を見直し、市町村に移譲が可能な事務は移譲していきたいと考えます。</p>  |                           |
| <p>○私たちは、住民に身近なサービスは住民に身近な市役所や役場・出張所等で受け取ることができるような対応を望んでいる。現状、課題をみると、移譲事務によっては、事務負担の増で受け入れが困難とする自治体があることを知り、IT社会の現代であるにも関わらず、サービスの実現が難しいと考えることに対して理解に苦しむ。住民第一という基本理念がそこには不在なのではないか。</p>                 |             |               | <p>○住民の利便性向上のため、住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体である市町村で行われることが適切であるという点において、県と市町村は基本的に意見が一致していますが、個々の移譲事務を開始する場合に必要となる人員体制の整備や専門知識・技術の習得などに時間を要するため、移譲に至っていない事務もあります。今後も早期の移譲実現を目指し、市町村と協議を続けていきます。</p>  |                           |